

**第10回**  
**建築行政共用データベースシステム**  
**連絡協議会総会 資料**

日 時 平成23年11月11日(金) 10:50~12:00

場 所 大津プリンスホテル 淡海5・6

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 前回議事録の確認

(2) 各サブシステムの運用状況について

- ・利用状況について
- ・障害対応について
- ・利用上の留意事項について

(3) 企画改善部会検討結果 中間報告

(4) その他

- ・建築確認支援システム運用基金の活用について
- ・指定確認検査機関からの新・申プロの普及促進について
- ・ICBAにおける電子化業務の受託について

目 次

【資料1】	前回(第9回)総会議事録《平成23年4月28日開催》	4
【資料2-1】	建築行政共用データベースシステム利用機関一覧	8
【資料2-2】	障害対応について	13
【資料2-3】	利用上の留意事項	16
【資料3】	企画改善部会検討結果 中間報告	17
【資料4-1】	支援システム運用基金の用途に係るアンケート集計結果報告	79
【資料4-2】	指定確認検査機関における新・申プロの普及促進について	89
【資料4-3】	電子化業務の受託実績	91
【参考】	連絡協議会役員一覧	98
	連絡協議会入会状況	99
	連絡協議会会則	100



議事（１）

前 回 議 事 録 の 確 認

## 第 9 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録 (案)

1. 開催日時 平成 23 年 4 月 28 日 (木) 15:50～17:00
2. 開催場所 明治記念館 富士の間
3. 配布資料 議事次第  
前回 (第 9 回) 総会議事録 (案) (平成 22 年 11 月 12 日開催)  
議決事項 連絡協議会役員選任の件  
報告事項  
①企画改善部会検討結果及び活動予定  
②台帳・帳簿登録閲覧システム関連  
③運用改善への対応等
4. 出席者 連絡協議会会員
5. 議 事
  - (1) 開会  
事務局棟から、現在の会員団体総数 4 4 0 団体、定足数 2 2 0 団体に対して、出席団体数 1 1 8 団体、委任状提出が 1 5 1 団体、合計 2 6 9 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。  
また、次第に掲載の国土交通省挨拶については、震災に伴う国会対応のため、急遽中止となったことが報告された。
  - (2) 事務局挨拶 (財団法人建築行政情報センター松野理事長)  
建築行政共用データベースシステムは本稼働後 2 年目を迎え、利用者の皆様方からの直接のご意見やご指導のほか、前回 1 1 月 1 2 日の総会で設置された企画改善部会でのご検討も踏まえながら、各サブシステムの普及、改善につとめてきた。  
特に台帳・帳簿登録閲覧システムは、本稼働後まもなく運用に大きな支障をきたす障害が発生し、利用者には多大なるご迷惑をかけた。その後、大きな障害は復旧したが、動作環境によっては障害が発生するケースもある。当財団としては引き続き、全力を挙げて障害対応及びシステムのさらなる改善に取り組んでいく。
  - (3) 会長挨拶  
本協議会は特定行政庁、指定確認検査機関及び建築士法関係団体から構成され、

ユーザーの立場からシステムの改善普及について検討する場と理解している。

この総会に先立ち開催された理事会の場にて、今回の大震災でデータを滅失した自治体があったことから、このシステムが震災対策に有用になればと言う意見が出ている。三大都市圏が壊滅的な打撃を受けてもデータを守れるか、危機管理も含めて、運営主体である I C B A に努力をお願いしたい。

前回総会にて、本協議会のもとに企画改善部会が設置された。企画改善部会は、システムの改善、普及について、利用者自身で検討する場である。皆様方におかれても、建築確認の運用改善や、行政サービスの向上という観点から、共用データベースの改善、普及活動に引き続きご協力を賜りたい。

(4) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(5) 議決事項 連絡協議会役員選任の件

議決事項について、事務局 久保より説明された。

役員案について採決の結果、理事、会長及び副会長いずれも原案のとおり決定した。

(6) 報告事項

報告事項 (①企画改善部会検討結果及び活動予定、②台帳・帳簿登録閲覧システム関連、③運用改善への対応等について、事務局 坂田、鳥居及び久保より説明された。

**【質疑・意見】**

台帳・帳簿登録閲覧システムの導入状況は如何。(品川区様)

→特定行政庁については、約240のほくと導入庁のうち約100が台帳・帳簿登録閲覧システムに移行したところである。今年度中に約200となる見込み。指定機関については、約10のほくと導入機関があり、台帳・帳簿登録閲覧システムの利用機関は2である。(事務局)

平成24年度以降のほくと利用は可能か。(品川区様)

→ほくと利用については、対応するOSの問題等もあり、どこかに期限を設ける必要がある。現在は、機器のリース期限の関係から平成24年度末を期限としており、それ以降はサポートする予定はない。

一方、台帳・帳簿登録閲覧システムの機能に対する不満から、ほくとを使い続けたいとの要望をいただいているのも事実であり、これに対しては(ほくと)

延長を検討するのではなく) 台帳・帳簿登録閲覧システムのさらなる機能改善を図ることで対応したい。(事務局)

指定確認検査機関が台帳・帳簿登録閲覧システムを導入すれば特定行政庁も導入すると考えるが、指定確認検査機関への普及策は如何。(品川区様)

→先に説明のとおり、指定確認検査機関の台帳・帳簿登録閲覧システム導入数は2であり、大多数の指定機関では独自のシステムを利用していると考えている。特定行政庁にとっては、これら独自システムが共用データベースに接続することでも確認審査報告等の配信が可能となる。

そこでICBAとしては、台帳・帳簿登録閲覧システムの機能改善のほか、独自システムの共用データベースへの接続も促進すべく、独自システムの開発業者との協議も並行して取り組んでいる。(事務局)

台帳・帳簿登録閲覧システムはほくとの次のバージョンということで、当然機能は高くなっていると考えていたが、そのようにはなっておらず、双方のシステムには機能に違いがあるようである。なぜか。(品川区様)

→台帳・帳簿登録閲覧システムは、共用データベースのサブシステムとして、全国の建築物情報の集約ということが所期の目的であった。一方ほくとは、特定行政庁における事務処理支援が所期の目的であった。これら2つのシステムの機能の違いは、そもそも別の目的を持ってスタートしたことに起因するものである。

しかしながら、共用データベースの本稼働後は、事務処理支援の重要性を再認識し、現在もその観点で機能改善を図っているところである。(事務局)

報告事項で、台帳・帳簿登録閲覧システムのIE6問題についての説明があったが、1年前と大きく変わっていないのではないか。台帳・帳簿登録閲覧システム導入後に障害が出た場合、課題が残っている中で導入を決定した担当者の責任になる。そこで、ICBAにはIE6問題の収束時期を明言してほしい。また、障害が発生した場合、スムーズな復旧をお願いしたい。また、今契約関係の話を進めているのでスムーズで的確な対応をお願いしたい。(堺市様)

→IE6問題の収束時期を明確に伝えることが難しいが、今年度早期に解決できるものと考えている。(事務局)

(5) 閉会

以上

## 議事（2）

### 各サブシステムの運用状況について

- ・ 利用状況について
- ・ 障害対応について
- ・ 利用上の留意事項について

## 建築行政共用データベース利用機関一覧

平成 23 年 10 月 31 日現在

■ 利用形態①					利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	千葉県	市原市	23	4条1項
2		函館市	22	4条1項	52		八千代市	23	4条2項
3		旭川市	23	4条1項	53		木更津市	22	限特
4		室蘭市	22	4条2項	54		野田市	23	限特
5		苫小牧市	22	4条2項	55		茂原市	22	限特
6		東神楽町	23	限特	56		習志野市	22	限特
7		中標津町	23	限特	57		流山市	23	限特
8	青森県	弘前市	23	4条2項	58		鎌ヶ谷市	23	限特
9	岩手県	岩手県	22	都道府県	59		君津市	23	限特
10		盛岡市	23	4条1項	60	東京都	港区	22	特別区
11		北上市	22	限特	61	神奈川県	神奈川県	22	都道府県
12		一関市	22	限特	62		川崎市	23	政令市
13		釜石市	22	限特	63		横須賀市	23	4条1項
14	宮城県	宮城県	23	都道府県	64		平塚市	23	4条2項
15		仙台市	22	政令市	65		小田原市	22	4条2項
16	秋田県	秋田市	23	4条1項	66		茅ヶ崎市	22	4条2項
17	山形県	山形県	22	都道府県	67		秦野市	23	4条2項
18		酒田市	22	限特	68		厚木市	23	4条2項
19		天童市	23	限特	69		大和市	23	4条2項
20	福島県	福島県	22	都道府県	70	新潟県	新潟県	23	都道府県
21		いわき市	23	4条1項	71		新潟市	22	政令市
22		会津若松市	22	限特	72		柏崎市	22	4条2項
23		須賀川市	22	限特	73		新発田市	22	4条2項
24	茨城県	茨城県	22	都道府県	74		上越市	23	4条2項
25		水戸市	22	4条2項	75	富山県	富山県	23	都道府県
26		日立市	22	4条2項	76		富山市	23	4条1項
27		土浦市	23	4条2項	77		財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定
28		古河市	22	4条2項	78	石川県	石川県	23	都道府県
29		北茨城市	22	4条2項	79	福井県	福井県	22	都道府県
30		取手市	22	4条2項	80		福井市	23	4条2項
31		つくば市	22	4条2項	81		財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定
32		ひたちなか市	22	4条2項	82	山梨県	山梨県	23	都道府県
33	栃木県	鹿沼市	23	4条2項	83		甲府市	23	4条2項
34		小山市	22	4条2項	84	長野県	諏訪市	22	限特
35		那須塩原市	23	4条2項	85	岐阜県	大垣市	23	4条2項
36	群馬県	藤岡市	23	限特	86	静岡県	静岡県	23	都道府県
37		富岡市	23	限特	87		静岡市	23	政令市
38	埼玉県	埼玉県	22	都道府県	88		浜松市	23	政令市
39		さいたま市	23	政令市	89		沼津市	23	4条2項
40		川口市	22	4条1項	90		富士宮市	22	4条2項
41		草加市	23	4条2項	91		富士市	23	4条1項
42		飯能市	22	限特	92		三島市	22	限特
43		東松山市	23	限特	93		磐田市	23	限特
44		入間市	22	限特	94		伊東市	22	限特
45		坂戸市	23	限特	95		島田市	23	限特
46		日高市	23	限特	96		掛川市	23	限特
47		松伏町	22	限特	97		藤枝市	23	限特
48	千葉県	千葉県	22	都道府県	98		御殿場市	23	限特
49		千葉市	22	政令市	99		袋井市	23	限特
50		柏市	22	4条1項	100		湖西市	23	限特



■利用形態①					利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）						
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分		
101	愛知県	岡崎市	23	4条1項	151	山口県	岩国市	22	限特		
102		一宮市	23	4条1項	152		長門市	22	限特		
103		豊田市	23	4条1項	153	愛媛県	愛媛県	22	都道府県		
104		安城市	23	限特	154		松山市	22	4条1項		
105		西尾市	23	限特	155		今治市	22	4条2項		
106	三重県	三重県	23	都道府県	156	高知県	宇和島市	22	限特		
107		津市	22	4条2項	157		西条市	22	4条2項		
108		桑名市	23	4条2項	158		高知県	23	都道府県		
109		鈴鹿市	23	4条2項	159		高知市	23	4条1項		
110		名張市	22	限特	160		社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定		
111	滋賀県	滋賀県	23	都道府県	161	福岡県	大牟田市	23	4条2項		
112		大津市	22	4条1項	162	佐賀県	佐賀県	22	都道府県		
113		彦根市	23	4条2項	163		佐賀市	22	4条2項		
114		近江八幡市	22	4条2項	164	長崎県	長崎県	22	都道府県		
115		守山市	22	4条2項	165		長崎市	23	4条1項		
116		東近江市	23	4条2項	166		佐世保市	22	4条1項		
117	京都府	京都府	22	都道府県	167		宮崎県	島原市	22	限特	
118		特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定	168	日向市		23	4条2項		
119	大阪府	大阪府	22	都道府県	169	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県		
120		堺市	23	政令市	170		霧島市	22	限特		
121		吹田市	22	4条1項	171	沖縄県	那覇市	22	4条1項		
122		寝屋川市	23	4条2項							
123		和泉市	22	4条2項							
124		箕面市	23	4条2項							
125		羽曳野市	22	4条2項							
126	奈良県	奈良市	22	4条1項							
127	和歌山県	和歌山市	23	4条1項							
128	鳥取県	鳥取県	22	都道府県							
129		倉吉市	23	4条2項							
130	島根県	島根県	22	都道府県							
131		出雲市	22	4条2項							
132		浜田市	22	限特							
133		益田市	23	限特							
134		大田市	22	限特							
135		安来市	22	限特							
136	岡山県	岡山県	22	都道府県							
137		津山市	22	4条2項							
138		総社市	22	4条2項							
139		笠岡市	22	4条2項							
140	広島県	広島県	22	都道府県							
141		福山市	23	4条1項							
142		呉市	22	4条2項							
143		東広島市	23	4条2項							
144		三次市	22	限特							
145	山口県	山口県	22	都道府県							
146		宇部市	23	4条2項							
147		山口市	22	4条2項							
148		周南市	23	4条2項							
149		萩市	22	限特							
150		防府市	22	4条2項							

平成 23 年 10 月 31 日現在

■ 利用形態②					利用対象システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム （大臣認定データベース含む）				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	江別市	23	4条2項					
2	青森県	青森県	22	都道府県					
3	岩手県	花巻市	22	限特					
4	群馬県	群馬県	22	都道府県					
5	埼玉県	志木市	22	限特					
6		富士見市	22	限特					
7		ふじみ野市	22	限特					
8	千葉県	船橋市	22	4条1項					
9		松戸市	22	4条1項					
10	東京都	中央区	23	特別区					
11		世田谷区	22	特別区					
12		渋谷区	23	特別区					
13		荒川区	22	特別区					
14		板橋区	23	特別区					
15		足立区	22	特別区					
16		日本E R I 株式会社	23	大臣指定					
17		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定					
18		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定					
19		財団法人バタリービング	22	大臣指定					
20		S B Iアーキクオリティ株式会社	23	大臣指定					
21	株式会社東京建築検査機構	23	地整指定						
22	神奈川県	ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定					
23		富士建築センター株式会社	22	大臣指定					
24	新潟県	三条市	22	4条2項					
25	長野県	岡谷市	23	限特					
26	岐阜県	各務原市	22	4条2項					
27	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定					
28	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定					
29	大阪府	大阪市	22	政令市					
30		豊中市	22	4条1項					
31		東大阪市	22	4条1項					
32		岸和田市	23	4条2項					
33		財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定					
34		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定					
35	兵庫県	兵庫県	22	都道府県					
36	広島県	三原市	22	4条2項					
37	徳島県	徳島県	22	都道府県					
38	福岡県	福岡県	23	都道府県					
39		北九州市	22	政令市					
40	長崎県	大村市	22	限特					
41	熊本県	熊本県	23	都道府県					
42	大分県	中津市	23	4条2項					
43	宮崎県	宮崎県	22	都道府県					
44	鹿児島県	薩摩川内市	23	限特					
45	沖縄県	沖縄市	22	4条2項					

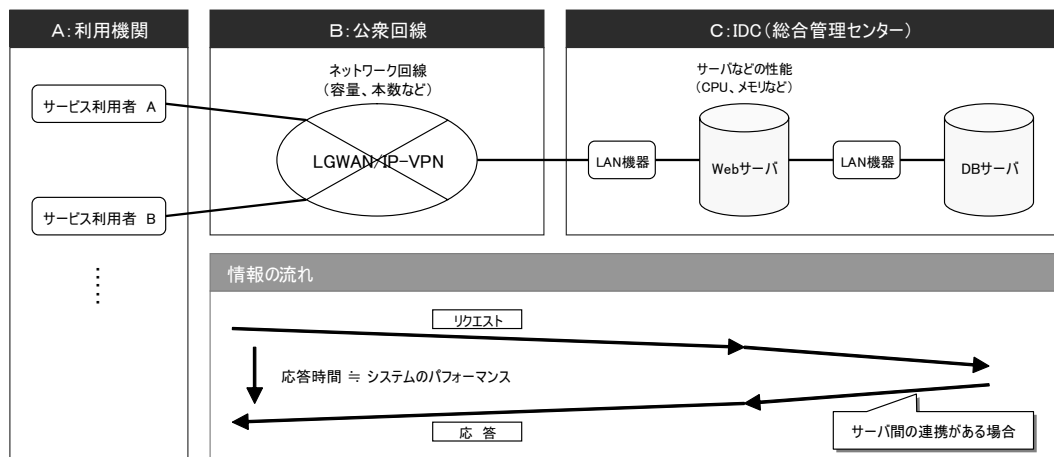
## ■ 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）

No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	山梨県	山梨県	都道府県
2		社団法人北海道建築士会	建築士会	52	長野県	長野県	都道府県
3		社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53		社団法人長野県建築士会	建築士会
4	青森県	青森県	都道府県	54		社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
5		社団法人青森県建築士会	建築士会	55	岐阜県	岐阜県	都道府県
6		社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		社団法人岐阜県建築士会	建築士会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57		社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
8		社団法人岩手県建築士会	建築士会	58	静岡県	静岡県	都道府県
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		社団法人静岡県建築士会	建築士会
10	秋田県	秋田県	都道府県	60		社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
11		社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	61	愛知県	愛知県	都道府県
12	山形県	山形県	都道府県	62		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
13		社団法人山形県建築士会	建築士会	63		社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
14		社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	64	三重県	三重県	都道府県
15	福島県	福島県	都道府県	65		社団法人三重県建築士会	建築士会
16		社団法人福島県建築士会	建築士会	66		社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
17		社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	67	滋賀県	滋賀県	都道府県
18	茨城県	茨城県	都道府県	68		社団法人滋賀県建築士会	建築士会
19		社団法人茨城県建築士会	建築士会	69		社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
20		社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	70	京都府	京都府	都道府県
21	栃木県	栃木県	都道府県	71		社団法人京都府建築士会	建築士会
22		社団法人栃木県建築士会	建築士会	72		社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
23		社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	73	大阪府	大阪府	都道府県
24	群馬県	群馬県	都道府県	74		社団法人大阪府建築士会	建築士会
25		社団法人群馬県建築士会	建築士会	75		社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
26		社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	76	兵庫県	兵庫県	都道府県
27	埼玉県	埼玉県	都道府県	77		社団法人兵庫県建築士会	建築士会
28		社団法人埼玉県建築士会	建築士会	78		社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
29		社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	79	奈良県	奈良県	都道府県
30	千葉県	千葉県	都道府県	80	和歌山県	和歌山県	都道府県
31		社団法人千葉県建築士会	建築士会	81		社団法人和歌山県建築士会	建築士会
32		社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	82	鳥取県	鳥取県	都道府県
33	東京都	東京都	都道府県	83	島根県	島根県	都道府県
34		社団法人日本建築士会連合会	建築士会	84	岡山県	岡山県	都道府県
35		社団法人東京建築士会	建築士会	85		社団法人岡山県建築士会	建築士会
36		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	86		社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
37		国土交通省	国	87	広島県	広島県	都道府県
38	神奈川県	神奈川県	都道府県	88		社団法人広島県建築士会	建築士会
39		社団法人神奈川県建築士会	建築士会	89		社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
40		社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	90	山口県	山口県	都道府県
41	新潟県	新潟県	都道府県	91		社団法人山口県建築士会	建築士会
42		社団法人新潟県建築士会	建築士会	92		社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
43		社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	93	徳島県	徳島県	都道府県
44	富山県	富山県	都道府県	94	香川県	香川県	都道府県
45		社団法人富山県建築士会	建築士会	95	愛媛県	愛媛県	都道府県
46		社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	96		社団法人愛媛県建築士会	建築士会
47	石川県	石川県	都道府県	97		社団法人愛媛県建築士事務所協会	事務所協会
48		社団法人石川県建築士会	建築士会	98	高知県	高知県	都道府県
49		社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会	99		社団法人高知県建築士会	建築士会
50	福井県	福井県	都道府県	100		社団法人高知県建築士事務所協会	事務所協会



## 障害対応について

障害発生箇所については、利用機関のネットワーク環境、回線、システムが稼働する環境（IDC内）に原因が考えられたため、各々を下図A・B・Cの3つのセグメントに分類し、現象の確認及び調査を実施致しました。



注1) セグメントAとは、建築行政共用データベースを利用されている機関（行政庁）内部のクライアント PC、ネットワーク関連各種機器等に起因する障害が考えられるセグメントのこと。

注2) セグメントBとは、回線に起因する障害が考えられるセグメントのこと。

注3) セグメントCとは、建築行政共用データベースシステムを設置した IDC (Internet Data Center) 内部のネットワーク関連機器、サーバーに起因する障害が考えられるセグメントのこと。

セグメントAについては、利用機関毎にネットワーク構成が異なるため利用機関の皆様のご協力を得て現地にて、セグメントBについては回線事業者の協力を得て、また、セグメントCについては独自に確認及び調査を行いました。その結果、これまでに判明致しました障害の原因と対策を以下の通り説明させて頂きますので、セグメントAについてはご留意下さい。

### (1) セグメントA関連

#### ア) クライアント PC の性能と IE6 の組合せ

(現象) 数十秒以上、画面に何も表示されない（白いまま）

(原因) クライアント PC の性能と IE6 の性能（JavaScript、レンダリング処理の遅さ（Firefox の数倍以上の時間））が相互に影響して表示用画像の生成に時間が掛かるため

(対策) 機種交換または、メモリの増設（現象を回避できる場合がある）

例：CPU：セレロン、周波数：1.4GHz、メモリ：512MByte

#### イ) URL フィルタリングソフトウェアの設定

(現象) 画面の切り替わりに数分以上の時間を要する

(原因) URL フィルタリングソフトウェアの設定によって、サーバーとの通信に不具合を生じていたため

(対策) 設定変更

例：InterScan WebManager において「セッションを維持する」設定を変更

#### ウ) ブラウザの設定

(現象) 画面上に「…このページを表示できません」と表示されたり、表示されるべき画面 (Pop Up で表示) が表示されず、入力が続けられなくなってしまう

(原因) クライアント PC の IE の設定が適切に行われていなかったため

(対策) 設定変更

例：Cookie の許可設定、SSL 及び TLS 接続の許可設定、ポップアップの許可設定等

#### エ) ブラウザの種類

(現象) ポップアップ画面が閉じない、システム例外の発生、画面が真っ白になり応答しない、入力結果が反映されない、入力した情報が消えてしまう等

(原因) ブラウザのバージョン、ブラウザの種類に依り h t m l (画面表示用の言語) の解釈に差があるため

(対策) 推奨ブラウザへの変更

例：推奨ブラウザ：IE 6、IE 7、IE 8、Firefox 3. 0

推奨ブラウザ以外では、画像のズレ、システム例外等が発生

#### オ) マスター情報の設定漏れ

(現象) 「エラー システム例外が発生しました」と表示され入力情報の登録ができない

(原因) マスター情報が正しく設定されていないため

(対策) マスター情報の設定に誤りがある場合はその内容を修正し、設定漏れがある場合には正しい情報を設定する

例：番号発番の初期設定を行わずに、受付から物件登録を行うと「エラー システム例外が発生しました」と表示され、登録できない

### (2) セグメントB

これまでのところ、障害は確認されておりません。

### (3) セグメントC

#### ア) ファイアーウォールの設定

(現象) クライアント PC において画面が白いままになったり、「内部サーバーエラー」、「サーバーが見つかりません」、「表示するページがありません」等のエラーが発生し、ブラウザの再起動等が必要となる

(原因) LGWAN 接続装置とファイアーウォールの設定に誤り (全二重 (双方向同時に通信) / 半二重 (片方向ずつ送信) の設定) があり、通信が正し

く行われなかったため

(対策) 設定変更 (済)

#### イ) セッションタイムアウトの設定

(現象) 一画面の入力を完了し登録しようとする時、「内部サーバーエラー」、「サーバーが見つかりません」等のエラーが発生し、ブラウザの再起動等が必要となる

(原因) セッション (クライアント PC とサーバー間通信の通信維持) タイムアウト値が短か過ぎたため、1画面内の入力中であっても、タイムアウトが発生し、通信が途絶えてしまったため

(対策) タイムアウト値の延長 (済)

#### ウ) データベースの格納領域の構成

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) データベースソフトウェアがアクセス (データの読み書き) するハードディスク領域が論理的に1つのユニットとなっていたため、重い処理があると、その処理が終わるまで次の処理が待たされる場合があったため

(対策) 論理ユニットを1つから4つに変更 (物理的にも変更) し、最大4つの処理が同時に実行できるように変更した (済)

#### エ) データ抽出処理による応答性の低下

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) データ抽出処理時、サーバーの資源 (メモリ、CPU の稼働率等) の大半がデータ抽出処理に割り当てられてしまい、同時期に利用していた利用者の処理が進まなくなってしまう場合があったため

(対策) 現在、時間を限定してデータ抽出処理を実施中。改修については、検討中。

#### オ) 「検査率の算定・督促状」機能利用時の応答性低下

(現象) 不定期に、サーバーからの応答が遅くなり作業に支障を来す

(原因) 検査率の算定・督促状の処理時、サーバーの資源 (メモリ、CPU の稼働率等) の大半がデータ抽出処理に割り当てられてしまい、同時期に利用していた利用者の処理が進まなくなってしまう場合があったため

(対策) 現在、お知らせ欄に、検査率の算定・督促状機能の利用時間を業務時間外時間に限定してデータ抽出処理を実施中。改修については、検討中。

## 利用上の留意事項

回線等障害対応の過程で、データ抽出、検査率算定・督促状の両機能及び、データベースの構成にも課題が有ることが分かって参りました。そこで、各々の確認された課題については、以下の対応を実施しておりますのでご留意下さい。

なお、恒久的な対策については現在検討中です。

### (1) データ抽出

データ抽出が実行されると、応答性が著しく損なわれることが分かってきました。

現象としては、不定期（データ抽出実行時）に応答性が低下し、場合によっては数分間以上応答が帰らない場合があることが分かっています。データ抽出が実行される都度、同現象が発生し、集中する時間帯には、利用中の皆様方に多大な迷惑をかける事となってしまいました。

そこで、データ抽出については、利用者の皆様に意見を伺い、通常業務に影響を与えない時間帯にまとめて実施することとし、その時間を以下の通りとさせて頂きました。

#### 【実施時間帯（曜日を問わず）】

- ・ 12:00 ~ 13:00 の時間帯
- ・ 21:00 ~ 07:30 の時間帯

データ抽出における応答性阻害の原因及び対策は以下の通りとなります。

#### 【原因】

抽出条件により、資源（メモリ、CPU 負荷及び HDD アクセス負荷）の大量消費を要する場合があるが、これを一括して処理していた事により、実時間で結果を必要としている利用者用の資源が減少してしまい、処理が円滑に流れなくなってしまったため。

#### 【対策】

予め資源の大量消費が予測される処理については、その処理を分割することにより消費資源の低減化を図り、処理の円滑化を図りました。（恒久的な対策については検討中）

### (2) 検査率算定・督促状

検査率算定・督促状の機能もデータ抽出と同様の機能であるため、データ抽出と同様の現象が発生しておりました。

現在は、「お知らせ」欄にその旨を明記し、業務時間外に実行して頂くよう、お願いをしております。

#### 【原因】

データ抽出と同様。

#### 【対策】

データ抽出と同様の改修を施し、実行する時間帯をデータ抽出と同時間帯に合わせる予定です。登録については、随時実施して頂いても結構です。



## 議事（3）

# 企画改善部会検討結果 中間報告

### 企画改善部会について

1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
（台帳・帳簿登録閲覧システム）
2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
（建築士・事務所登録閲覧システム）
3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
4. 掲示板システムの運用方針

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

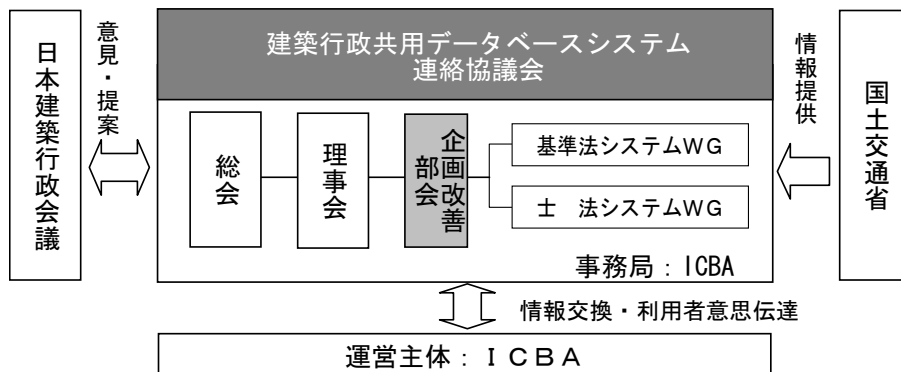
企画改善部会

# 企画改善部会について

## (1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。

なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、部会のもとに「基準法システムWG」及び「士法システムWG」を設置した。



## (2) 企画改善部会の構成

No.	団体名	ワーキング	備考
1	兵庫県	基準法システムWG	部会長・WG座長
2	山形県	同上	
3	茨城県	同上	
4	島根県	同上	
5	日本ERI(株)	同上	
6	ビューローベリタスジャパン(株)	同上	
7	東京都	建築士法システムWG	WG座長
8	栃木県	同上	
9	(社)日本建築士会連合会	同上	
10	(社)東京建築士会	同上	
11	(社)東京都建築士事務所協会	同上	

※国土交通省もオブザーバとして参加。

## (3) 開催経過

企画改善部会(計2回)	第1回 H23.07.05/第2回 H 23.10.27
基準法システムWG(計2回)	第1回 H23.07.05/第2回 H 23.09.21
士法システムWG(計2回)	第1回 H23.07.05/第2回 H 23.08.25

#### (4) 企画改善部会及び各WGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞	建築士法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理</li> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・建築士・事務所登録閲覧システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li> <li>・優先度の考え方に対する意見等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築士・事務所登録閲覧システム</li> <li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li> <li>・優先度の考え方に対する意見等</li> </ul>
システム運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約</li> <li>・取り組むべき項目の整理</li> <li>◇標準様式、電子報告等</li> <li>・利用者のニーズ・シーズの収集、集約</li> <li>◇掲示板システムの運用方針</li> <li>・利用者側が求める情報の意見集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通知・報告配信Sの促進に向けた検討</li> <li>・効率的な取組に向けた意見交換</li> <li>◇様式標準化の対象項目一覧</li> <li>・標準化に向けた意見交換・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇掲示板システムの運用検討</li> <li>・掲示板システムの概要説明と現状</li> <li>・具体的な掲載内容の意見交換等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇O A部会との連携方法</li> <li>・O A部会への取組に向けた要請検討</li> <li>◇講習会、説明会、マニュアル等</li> <li>・具体的な要望の整理</li> <li>◇情報共有</li> <li>・各種情報提供の仕組み作り等の集約</li> <li>◇利用料改正に向けた要望事項の整理</li> <li>・利用料算定の大枠説明と今後の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇O A部会との連携テーマの抽出・検討</li> <li>・具体的な検討事項の抽出・連携方法</li> <li>◇講習会・説明会実施方法</li> <li>・利用者側のニーズの収集・集約</li> <li>◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等</li> <li>・情報提供のあり方等の意見交換・整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇O A部会との連携テーマの抽出・検討</li> <li>・具体的な検討事項の抽出・連携方法</li> <li>◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等</li> <li>・情報提供のあり方等の意見交換・整理</li> </ul>

平成23年度は、上記のうち太字部分を実施中。

## 1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)

### (1) 趣旨

台帳・帳簿登録閲覧システム（以下、「台帳システム」という）は、確認申請の受付や各種通知書の発行を行うシステムであり、確認審査担当にとって共用データベースの中でも基幹部分をなすものである。

平成22年度は、当部会において台帳システムの改善要望事項の改修優先順位を検討した。平成23年4月28日に開催された連絡協議会総会では、その結果を踏まえて改修進捗状況及び今後の改修予定について、ICBAより説明された。

平成23年度は、昨年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 検討方法

ICBAにて整理された改善要望事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

#### ①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

#### ②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をICBAに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度 : 改修費100万円程度

所要1～2カ月程度 : 改修費100～200万円程度

所要3カ月程度以上 : 改修費300万円程度以上

### (3) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を表1-1のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

表1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
1	報告書送信 (指定機関向け)	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。(予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式)	A		改修中
2	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。(現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。)	C		改修中
3	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要			改修中
4	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない			改修中
5	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない</li> <li>・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい</li> <li>・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため</li> </ul>			改修中
6	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい			改修中
7	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない			改修中
8	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない			改修中
9	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい			改修中
10	データ抽出	<p>データ抽出機能</p> <p>消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。</p> <p>要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい</p>			改修中

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
11	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため			改修中
12	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は3×3×3＝27件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される			改修中
13	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない			改修中
14	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）			改修中
15	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足			改修中
16	EXCELによる 通知書 出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdfに出力するよりもEXCELに出力するべき	A	3カ月程度 以上	「支援システム基金」の活用を検討
17	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい	A	1カ月程度	未定
18	台帳記載 事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい	A	1カ月程度	未定
19	紐付け時の 検索、全 半角同一 視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい	A	1カ月程度	未定
20	許可申請、 認定申請 の自動採 番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい	A	1カ月程度	未定
21	申請書の 変更年月 日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい	A	1カ月程度	未定
22	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない	A	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
23	一括印刷 の検索条 件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の 検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適 切	A	1カ月程度	未定
24	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「〇〇と□ □を含む」複数条件検索機能を希望する	A	1～2カ月 程度	未定
25	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で すが、一度に表示できる件数が少ない。表示件 数を増やしてほしい	A	1カ月程度	未定
26	台帳記載 証明	確認・計変1・計変2が紐付いているとき、台 帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変 の最新の記載証明は出ないのか	A	1カ月程度	未定
27	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい (誤って入力してしまうと困る)	B	1カ月程度	未定
28	工事完了 届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請 (用途変更)に対する手続きであるので確認・ 検査の区分とするべき	B	1カ月程度	未定
29	概要書出 力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場 所まで行かないと使用ができず、参照方法も複 雑で、利用者(担当者)にその都度説明しない といけない	B	3カ月程度 以上	未定
30	入力支援 (全半角 自動切換)	半角項目,全角項目に移動した際に日本語の変 換タイプを自動で切り替わる様に	B	3カ月程度 以上	未定
31	入力支援 (マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名 などをマスタとしてシステムに登録したい	B	1～2カ月 程度	未定
32	日付自動 入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるよう に	B	1～2カ月 程度	未定
33	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力 することができない	B	1カ月程度	未定
34	入力支援 (デフォ ルト)	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道 府県が設定できる機能 (消防署保健所マスタで都道府県を設定する 必要性がないので廃止してほしい。)	B	1カ月程度	未定
35	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計 画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行でき ない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の 通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V 7ほくと」では分かれていた	B	1カ月程度	未定
36	中間、完了 未紐付け の検索	紐付いていないものだけを検索したい	B	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
37	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない（例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等）	B	1～2カ月程度	未定
38	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーしたい（完全一致でもよい）マスタとして使える	B	1カ月程度	未定
39	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない	B	1～2カ月程度	未定
40	許可・認定の印刷	CSV出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい	B	3カ月程度以上	未定
41	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない（報告書→確認台帳へのコピーは「最初の1回のみ」が仕様のため）	B	1～2カ月程度	未定
42	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう	B	1カ月程度	未定
43	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない	B	1カ月程度	未定
44	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか	B	1カ月程度	未定
45	紐付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい。</li> <li>コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、「ほくと」同様）自動紐付けが望ましい</li> <li>但し、元確認番号が重複していたり（毎年1番から連番など→必ず年度を確認番号に入れるなどが必要）、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり（誤った先に紐付く）、確認・計変・（計変の）中間・（計変の）完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討</li> </ul>	B	1～2カ月程度	未定
46	処分番号・受付番号	<p>処分番号も受付番号になっている ほくとのように略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。</p> <p>H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。</p>	B	1～2カ月程度	未定



優先順位	項目	概要	重要度レベル	改修工数	備考※
47	電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい（現状は使い捨て） データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい	B	3カ月程度以上	未定
48	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	C	1カ月程度	未定
49	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい	C	1～2カ月程度	未定
50	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
51	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない	C	3カ月程度以上	未定
52	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか	C	3カ月程度以上	未定
53	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか	C	3カ月程度以上	未定
54	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい	C	3カ月程度以上	未定
55	データ抽出	出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい	C	3カ月程度以上	未定
56	法定外帳票への対応	消防通知の帳票出力を実装してほしい	C	3カ月程度以上	未定
57	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない	C	極めて大	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
58	定期報告、 16条報 告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい	C	1～2カ月 程度	未定
59	台帳記載 事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい	C	1カ月程度	未定
60	データ抽 出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにしてほしい	C	1～2カ月 程度	未定
61	コピー機 能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる	C	1カ月程度	未定

※備考は、ICBAによる追記。

No. 1～15 : 現在改修中の項目である。

No. 1, 2 は企画改善部会において各々重要度レベルをA, Cと判定していたもの。要望によりCでも改修することとした。その他は、ICBAが優先順位を付けて改修中。

No. 16～61 : 改修未定の項目である。

(参考)

表 1-2 現在までの改修済等の項目

No.	項 目	概 要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする

No.	項目	概要
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	引受証発行番号（指定機関向け）	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック（適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決済のための必須入力項目としてほしい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	建築主に関するコピー	第二面の建築主氏名を予め入れた状態で物件コピーを行うと、建築主全体の項目がコピーされない【仕様】（建築主欄全て未入力なら全項目コピーされる。）
38	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）

(注)

- No. 1～26 企画改善部会の検討項目以外のもので、利用者のご要望を踏まえ、ICBAの判断で改修したもの（No. 25～26 が前回の総会以降の増分）。
- No. 27～33 企画改善部会の結果を踏まえて改修したもの。
- No. 34～35 企画改善部会の改修要望項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。
- No. 36～38 企画改善部会の改修要望以外（サポートで要望されたもの）の項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。

**表 1-3 要望やバグの改修状況**

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	38	15	46	99
バグ	27	12	90	129
計	65	27	136	228

なお未改修の、要望1項目、バグ約40項目については、現在具体的な改修を検討中。

## 2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (建築士・事務所登録閲覧システム)

### (1) 趣旨

建築士・事務所登録閲覧システム（以下、「建築士システム」という。）は、建築士及び建築士事務所の登録、検索、閲覧を行うシステムであり、建築士法担当部署にとって重要なサブシステムである。

平成22年度は、当部会において建築士システムの改善要望事項の改修優先順位を検討した（表2-1）。

平成23年度は、改修優先順位の高い項目の詳細仕様を検討し、今後の改善実施の基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 検討方法

平成22年度に改修重要度レベルが「A」（最重要）とされた下記5項目（以下「改修実施項目」という）について、事務局にて具体的な改修仕様案を作成し、現場の運用を踏まえて改修仕様の精度を高めた。

#### 改修実施項目

- ①管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
- ②業務報告書の提出督促機能 <事務所>
- ③登録証明書の外字対応（管理建築士氏名） <事務所>
- ④免許証データ取込み容量変更 <建築士>
- ⑤登録証明書への記載追加（旧姓、通称名） <建築士>

また、①、②の改修に当たり、全都道府県で足並みを揃えるべき事項があったため、ICBAが各都道府県の意向調査を行った。（別紙4）

※平成23年10月27日現在、調査中。

### (3) 主な意見

- ・建築士氏名、フリガナを必須項目から外したい。
- ・事務所登録証明書に氏名イメージデータの表示欄を設けるとともに、表示有無を選択できるようにしたい。
- ・建築士登録証明書の旧姓・通称名にイメージデータがある場合はそちらを優先したい。
- ・事務所データの所属建築士の登録件数拡大してほしい（5000件まで）。
- ・免許証データの取込許容件数を拡大してほしい（10倍に拡大）。
- ・管理建築士・所属建築士の合格年月日、業務報告書の提出督促機能にお

ける事務所の登録年月日をCSV出力対象としたい。

#### (4) まとめ

改修仕様書（図2-1）参照。

表2-1 建築士システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度レベル	改修工数	備考
改修実施項目					
1	建築士DBの講習受講情報を、事務所DBにも反映。管理建築士の専任性確認も	建築士DBにある管理建築士及び所属建築士の講習受講情報を事務所DBでも確認できるようにする。また、管理建築士が他事務所の所属建築士になっているときは警告を出す等。	A	3カ月程度以上	建築士事務所
2	業務報告書の提出を督促する機能等の追加	業務報告書の提出督促対象事務所を出力できるようにする等、業務報告書の管理を効率的にするための機能を追加。	A	3カ月程度以上	事務所
3	管理建築士名の外字を登録、出力機能の追加	登録証明書の管理建築士氏名に、外字を使用できるようにして、より適正な証明書にしたい。	A	1ヶ月程度	事務所
4	免許証データ取り込み容量を増加する	免許証データを取り込む際、100件強で容量制限（10MB）によるエラーとなってしまうので増やして欲しい。	A	1ヶ月程度	建築士
5	登録証明書にも免許証同様、旧姓、通称名を記載できるように	免許証では旧姓、通称名が記載できる。登録証明書も同様にして欲しい。	A	1ヶ月程度	建築士
24年度以降に改修実施検討					
6	構造・設備一級建築士の新規登録時の画面表示改善	建築士の正規登録時には、登録前に登録者と登録番号が確認でき、受付順の処理も可能。構造・設備一級では登録後でないと登録された番号が分からない。	B	1～2ヶ月程度	建築士
7	立ち入り調査していない事務所の検索	立ち入り調査の効率化を図るために、調査未実施事務所を検索できるようにしたい。	B	1カ月程度	事務所
8	処分情報の一覧表示（照会）	自組織の建築士・建築士事務所の処分情報は検索できるが、他組織の照会でも検索可能にして欲しい。	B	1カ月程度	建築士事務所
9	添付資料の有無を検索可能とする	データの効率的な管理のため、添付資料が存在する事務所を検索可能として欲しい。	B	1カ月程度	事務所
10	所属建築士の表示順	所属建築士は入力順にしか並ばないが、登録都道府県・級別・登録番号でソートできるようにして欲しい。	B	1カ月程度	事務所
11	処理日（起案日）、通知日の取り扱い	事由発生日・申請日・登録日のほか処理日（起案日）が必要。通知日は出力日が自動的に入るが、自由に設定したい。	B	1～2ヶ月程度	建築士事務所

優先順位	項目	概要	重要度レベル	改修工数	備考
12	「検索用類似文字列」の扱いに一貫性がない	データをまとめて入力するための外部入力ツール（建築士会連合会のみ使用）には検索用類似文字列が入力できるが、建築士DBには当該項目がないので取り込めない。	B	1カ月程度	建築士
13	仮登録データ印刷時の書式	新規登録の場合は「その他」項目が多いため改頁により2頁出力されてしまう。	B	1カ月程度	建築士
14	建築士事務所名をフリガナで検索したい	電話問い合わせ時などに苦慮する場合がある。	C	1カ月程度	事務所
15	所属建築士を一括削除可能とする	所属建築士が多数の事務所の場合、更新対象の建築士を探しながら更新するより、一括削除（現在はできない）後、新たに登録する方が効率的。	C	1カ月程度	事務所
16	処分情報の遡り入力	処分情報は登録年月日以降の日付でなければ入力不可のため、事務所を更新した後、過去の処分情報が入力できなくなる。	C	1カ月程度	事務所
17	建築士と事務所の入力項目を全て検索可能に	特に変更届日や処理日（処理日はNo.11のとおり現在システムに存在しない）、開設者名フリガナ等で検索したい。	C	1～2ヶ月程度	建築士 事務所
18	フリガナ検索で、「あいまい検索」を可能にする	例：「ショウジ」のように小文字込みのフリガナで検索した場合、「シヨウジ」も該当するようにしてほしい。	C	1～2ヶ月程度	建築士
19	処分年月日の扱い	「処分年月日」が自動的に「取消申請年月日」と「取消申請登録年月日」に入力されるが、必ずしも申請がある訳ではなく、職権で入力する場合がある。	C	1カ月程度	建築士
20	決算月が「空」の事務所の検索	決算月が「空」の事務所を検索可能とし、決算月を効率的に入力したい。	D	1カ月程度	事務所 建築士
21	管理建築士免許が無効な建築士事務所の情報訂正ができるように	管理建築士免許が無効な建築士事務所の情報が現在は訂正ができない。申請者の住所、廃業年月日、廃業理由などを追記、訂正する場合があるので訂正できるようにしてほしい。	D	1カ月程度	事務所
22	管理建築士登録時の登録都道府県自動入力	1級の管理建築士を登録するときは「大臣」が、それ以外の場合は「ログイン者の所属都道府県」が自動入力できるような設定にしてほしい。	D	1カ月程度	事務所
23	構造・設備1級の再交付理由チェックボックス化	構造・設備1級の再交付申請理由は2つ（亡失、姓名変更）なので選択式にしてほしい（現在は一々入力が必要）	D	1カ月程度	建築士
24	外部入力ツールの仕様改善（土連合会）	外部入力ツールのエラーメッセージの出し方が不適切で、原因究明に時間を要するため改善を。	D	1カ月程度	建築士
25	届出年月日の出	変更通知書を作成する際、変更届「届出	D	1カ月	事務所



優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修 工数	備考
	力が必要	年月日」の出力が必要。		程度	
26	閲覧検索時のPDF出力	ブラウザの印刷機能を使っているが、ICBA 名称等も出力されてしまう。	D	1カ月程度	建築士
27	合格者データ取り込み時の外字	合格者データ取り込みの際に、外字を類似文字に修正するのが面倒なので*などに置き換えて欲しい（但し後で*藤などと出力されたとき、「斉藤」なのか「須藤」なのか不明になる）。	D	1カ月程度	建築士



---

## 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

---

### システム改修項目

1. 管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
2. 業務報告書の提出督促機能 <事務所>
3. 登録証明書の外字対応 <事務所>
4. 免許証データ取込み容量変更 <建築士>
5. 登録証明書への記載追加 <建築士>

## 図2-1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

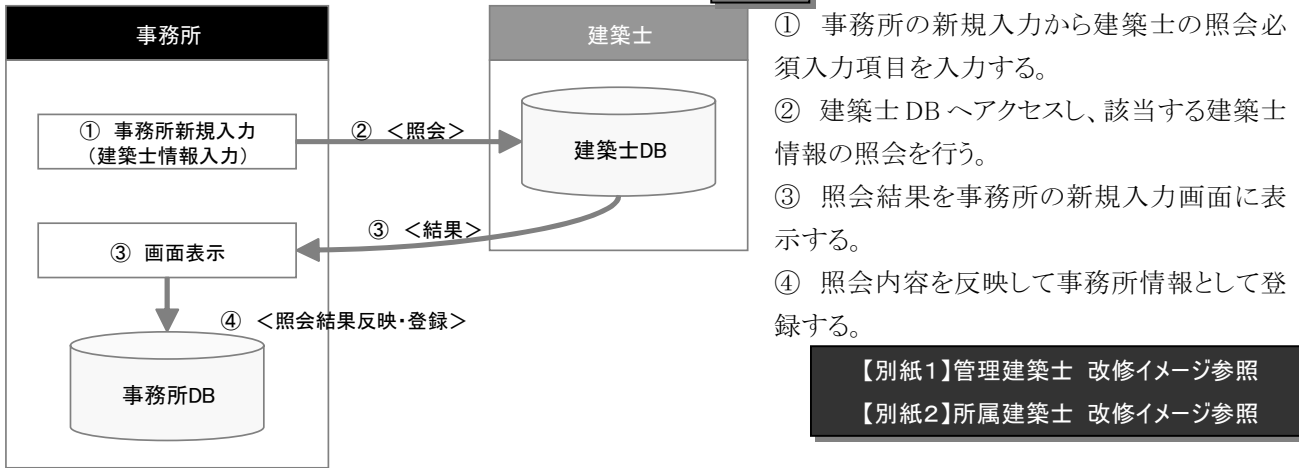
### 1. 管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>

(1). 建築士事務所新規入力時及び建築士事務所更新入力時に、管理建築士、所属建築士の情報(講習受講状況含む)を建築士データベースから照会して画面表示させると共に、事務所情報として登録を行えるようにする。

1). 確認操作の手順

<管理建築士及び所属建築士の確認・登録 操作の流れ>

図-1



#### 照会必須入力項目と結果表示項目

管理建築士	
照会必須入力項目	結果表示項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格区分<sup>**</sup></li> <li>・登録都道府県<sup>**</sup></li> <li>・建築士登録番号<sup>**</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士フリガナ</li> <li>・建築士氏名</li> <li>・旧姓</li> <li>・氏名イメージ</li> <li>・資格区分</li> <li>・登録都道府県</li> <li>・建築士登録年月日</li> <li>・建築士登録番号</li> <li>・管理建築士講習修了年月日</li> <li>・管理建築士講習修了番号</li> <li>・定期講習修了年月日(最新)</li> <li>・定期講習修了番号(最新)</li> <li>・構造設計一級交付番号</li> <li>・設備設計一級交付番号</li> </ul>

所属建築士	
照会必須入力項目	結果表示項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格区分<sup>**</sup></li> <li>・登録都道府県<sup>**</sup></li> <li>・建築士登録番号<sup>**</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士フリガナ</li> <li>・建築士氏名</li> <li>・資格区分</li> <li>・登録都道府県</li> <li>・建築士登録年月日</li> <li>・建築士登録番号</li> <li>・定期講習修了年月日(最新)</li> <li>・定期講習修了番号(最新)</li> <li>・構造設計一級交付番号</li> <li>・設備設計一級交付番号</li> </ul>

<sup>\*\*</sup>は検索 key

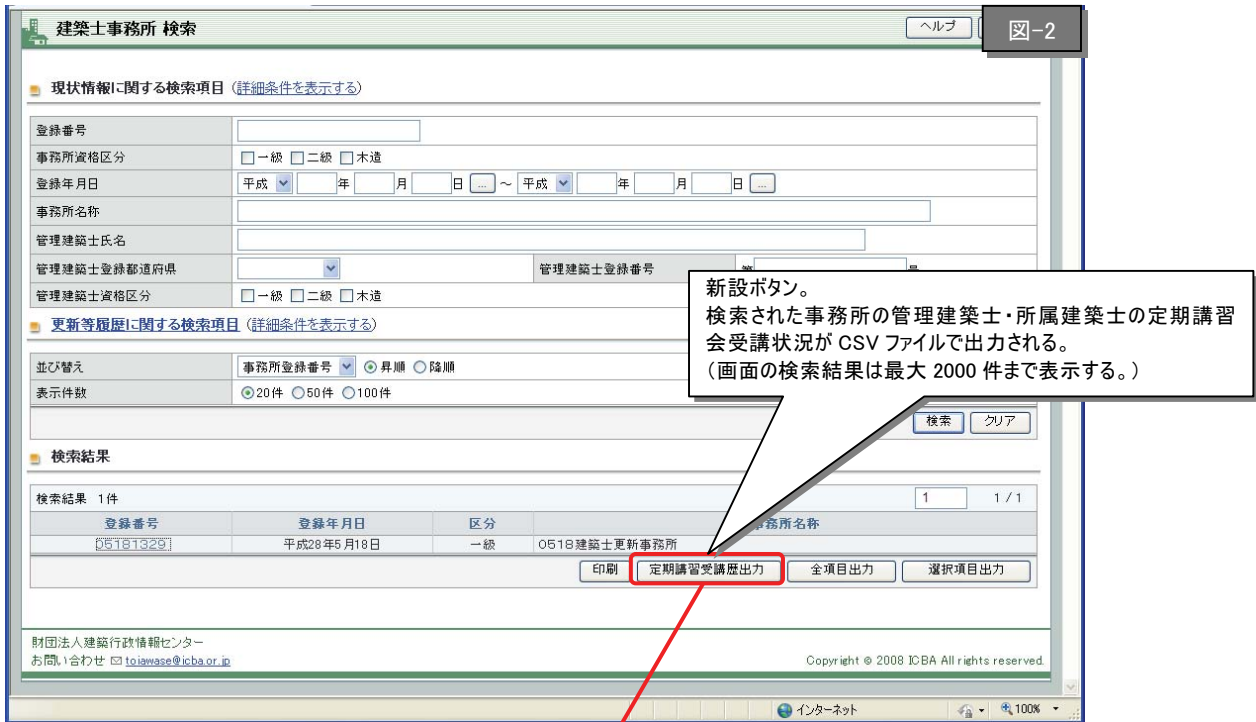
<sup>\*\*</sup>は検索 key

※ 管理建築士の「建築士フリガナ」、「建築士氏名」は照会必須入力項目としないが、登録時は必須入力項目とする。

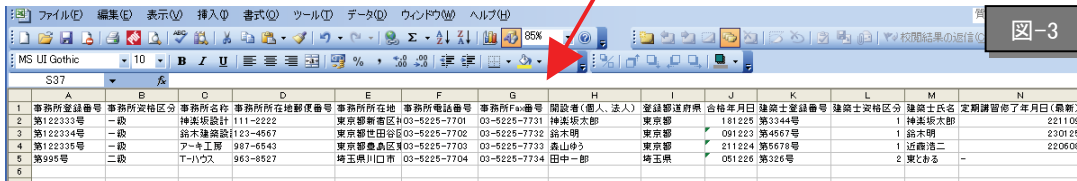
図 2 - 1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

(2). 事務所検索画面で管理建築士、所属建築士の最新の定期講習受講日を CSV 出力できるようにする。

<建築士事務所>-[事務所検索]



<CSV ファイル出力>



<CSV 出力項目>

事務所登録番号	事務所資格区分	事務所名称	事務所所在地郵便番号	事務所所在地	事務所電話番号	事務所 Fax 番号
開設者(個人、法人)	登録都道府県	合格年月日	建築士登録番号	建築士資格区分	建築士氏名	定期講習修了年月日(最新)

(3). 事務所検索詳細画面に管理建築士・所属建築士の定期講習受講状況を表示する。

<建築士事務所>-[事務所検索]



## 図 2-1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

- (4). 管理・所属建築士の「定期講習修了年月日(最新)」及び「定期講習修了番号」について、週一回バッチ処理にて建築士 DB より最新情報取得・更新を行う。

< 建築士事務所 >-[事務所検索]

図-5

週一回のバッチ処理により、管理建築士の「定期講習修了年月日」、「定期講習修了番号」欄を更新。

週一回のバッチ処理により、所属建築士の「定期講習修了年月日」、「定期講習修了番号」欄を更新。

No.	建築士氏名フリガナ	建築士氏名	登録を受けた都道府県	建築士登録番号	定期講習修了年月日(最新)	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証 交付番号	設備設計一級建築士証 交付番号	資格確認	編集
001	ショウケンブタ	所属氏名	11: 埼玉	第112233号	平成23年7月1日	第〇〇〇〇〇〇号			確認	編集 削除

- (5). 管理建築士の「管理建築士講習修了年月日」、「管理建築士講習修了番号」のバッチ処理による更新を行う。

< 建築士事務所 >-[事務所検索]

図-6

システム改修以前に入力された管理建築士の「管理建築士講習修了年月日」、「管理建築士講習修了番号」が空欄の場合のみ、バッチ処理にて建築士 DB より最新情報取得にて更新を行う。(都道府県単位、当改修時 1 回のみ)

No.	建築士氏名フリガナ	建築士氏名	登録を受けた都道府県	建築士登録番号	定期講習修了年月日(最新)	定期講習修了番号	構造設計一級建築士証 交付番号	設備設計一級建築士証 交付番号	資格確認	編集
001	ショウケンブタ	所属氏名	11: 埼玉	第112233号	平成23年7月1日	第〇〇〇〇〇〇号			確認	編集 削除

- (6). 所属建築士の登録件数を最大 5000 件まで登録できるようにする。

## 図2-1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

### 2. 業務報告書の提出督促機能 <事務所>

(1). 各事務所の業務報告書の提出の有無を最大6年分表示し、提出督促先の選定を行えるようにする。

1). [建築士事務所]→[業務報告処理]→[業務報告内容管理]で検索結果の一覧に業務報告履歴最大6年分を表示する。

図-7

登録番号	登録年月日	区分	決算月	事務所名称	H19	H20	H21	H22	H23	H24
12345	平成20年3月10日	一級	2月	スタジオA	-	○	-	○	-	-
1234567890	平成21年10月23日	一級		株式会社鈴木建築設計事務所	-	-	○	-	○	○
01234567	平成22年5月16日	一級		近藤建設株式会社	-	-	-	○	○	○

2). 新たに「業務報告履歴出力」をクリックで CSV ファイルのデータ出力を行う。

図-8

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	事務所登録番号	登録年月日(新規)	事務所資格区分	事務所名称	開設者(個人、法人)	事務所所在地郵便番号	事務所所在地	事務所電話番号	事務所Fax番号	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
2	第123456号	100305	一級	神楽坂設計	神楽坂太郎	111-2222	東京都新宿区	03-5225-7701	03-5225-7731	190205	-	211107	221109	231201	-
3	第123457号	181115	一級	鈴木建築設計	鈴木明	123-4567	東京都世田谷	03-5225-7702	03-5225-7732	190608	201015	-	-	231014	-
4	第98765号	080822	一級	アーキ工房	森山炒う	987-6543	東京都豊島区	03-5225-7703	03-5225-7733	-	201221	210408	220608	230325	-
5	第98766号	221014	二級	T-ハウス	田中一郎	963-8527	埼玉県川口市	03-5225-7704	03-5225-7734	191118	200506	-	-	-	-
6															

#### <CSV 出力項目>

事務所登録番号	登録年月日(新規)	事務所資格区分	事務所名称	開設者(個人、法人)	事務所所在地郵便番号
			事務所所在地	事務所電話番号	事務所 Fax 番号
					年度表示(6年分)

【別紙3】業務報告督促機能 改修イメージ参照

(2). 業務報告内容管理の「事業年度」欄をプルダウンから選択できるようにする。

「事業年度」欄で選択した年度に報告がなされたものとしてデータベースに登録を行う。

図-9

プルダウンで事業年度を選択。  
この欄で選択した年度のデータベースに登録する。

## 図2-1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

### 3. 登録証明書の外字対応 <事務所>

- (1). 事務所システムで建築士事務所登録証明書の管理建築士名の氏名イメージ登録・出力へ対応する。

建築士事務所登録証明書

下記のとおり相違ないことを証明する。

平成23年 7月22日

ICBA

記

事務所名称	株式会社一発合格設計事務所
所在地	東京都新宿区神楽坂1-2-3-4-5-6 神楽坂ビル4階
開設者氏名	一発合格太郎
登録番号	一級 ICBA知事登録 hatsuban0525
登録年月日	平成23年 5月26日
登録有効期間	平成23年 5月26日 ~ 平成28年 5月25日
管理建築士名	一発合格太郎 氏名イメージデータ表示欄
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第44444457号

図-10

管理建築士名外字イメージ表示欄を追加  
建築士-「氏名イメージ表示」より引用する。  
(証明書出力時、イメージデータ表示の有無を選択できるようにする。)

### 4. 免許証データ取込み容量変更 <建築士>

- (1). [建築士]→[合格者・外部データ取込]→[免許証データ取込]で取込めるデータ容量を下表のとおり変更する。

	現状	変更後
データ件数	100 件	1000 件
データ容量	10MB	100MB

図2-1 建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

5. 登録証明書への記載追加 <建築士>

(1). 建築士システムの建築士登録証明書に「旧姓」、「通称名」を追加する。

建築士登録証明書

下記のとおり一級建築士名簿に登録されていることを証明します。

平成23年 6月 8日

中央指定登録機関  
社団法人日本建築士会連合会

記

フリガナ	オタメシ タロウ		
氏名	おとし 太郎		
旧姓	昔名		
通称名	通称名 太郎		
生年月日	昭和50年 2月 2日		
登録番号	一級 国土交通大臣登録 第4444452号		
登録年月日	平成23年 5月13日		
構造設計一級建築士証番号		構造設計一級建築士証交付年月日	
設備設計一級建築士証番号		設備設計一級建築士証交付年月日	

**講習**

講習区分	講習修了証番号	講習を終了した年月日
構造設計一級建築士		
設備設計一級建築士		
管理建築士	6633	平成20年10月10日

**定期講習履歴**

講習区分	講習修了証番号	直近の講習を受けた年月日
一級建築士定期講習		
構造設計一級建築士定期講習		
設備設計一級建築士定期講習		

処分歴はありません。

図-11

旧姓、通称名欄 追加  
【旧姓】  
建築士-「旧姓」より引用する。  
(「旧姓イメージ表示」がある場合はそちらを優先表示する。)  
【通称名】  
建築士-「通称名(姓名)」より引用する。  
(「通称名イメージ表示」がある場合はそちらを優先表示する。)

以上

### 3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

#### (1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書（以下「通知・報告」という）の電子データを特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

平成22年度は、当部会にて、特定行政庁、指定機関各々、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにするため、一部機関にて試行運用を開始することとし、その方法を検討した。

平成23年度は、昨年度に引き続き試行運用の検討を継続する。

#### (2) 試行運用の概要

協力機関（2指定機関及び2特定行政庁）と調整し、試行運用の目的を双方で確認するとともに、具体的な方法についてとりまとめた（表3-1）。

なお、送信内容については試行運用の経過を見つつ、ステップを踏んで段階的に充実させる方針とした（表3-2）。

表3-1 試行運用の協力機関と概要

	ケース1	ケース2
協力機関	送信：日本E R I 受信：新潟市	送信：ビューローベリタス 受信：さいたま市
送信内容	確認審査報告書記載事項	確認審査報告書記載事項 建築計画概要書記載事項
送信頻度	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている必要あり	紙送付と同時に送付 紙到達時にはデータが届いている必要あり
運用目的 (送信側)	行政庁の台帳データ整備への協力	郵送トラブルの低減
(受信側)	キーパンチ手間の低減	キーパンチ手間の低減
開始時期	平成23年11月	平成23年11月
特記事項	新潟市では、指定機関確認分はE X C E Lで台帳を管理中。 試行運用のデータの最終登録先はE X C E Lである。	



**表3-2 送信内容**

(建築物)

手続	通知報告時期	書類名称	ステップ
確認申請	確認引受時	確認申請引受通知	2
	確認済証 発行時	確認審査報告書(第16号様式)	1
		建築計画概要書(第3号様式)※画像ファイル除く	3
		その他添付資料 確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)等	4
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)	2
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)	1
		その他添付資料 中間検査申請書 第2面～第4面(第26号様式)等	4
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)	2
	検査完了時	完了検査報告書(第25様式)	1
		その他添付資料 完了検査申請書 第2面～第4面(第19号様式)等	4

(工作物)、(昇降機・建築設備)については、建築物のステップ4に続いて、同じ要領で進めることとする。

### (3) 試行運用に当たっての主な意見

#### 特定行政庁側

- ・当面は一部データが送られる形での試行であるが、将来的には全データが送られることを目指す。
- ・紙と電子の両方が届くと、相互に誤りがないかのチェックが必要になり、手間が増える。
- ・試行運用においては、紙の報告書を正とし、配信システムでそのデータが届いているかをチェックするという運用になる。
- ・確認審査報告書の表紙記載事項のみ送信しても、特定行政庁側にはメリットがないと思われる。設計者、施工者等も追加してほしい。
- ・台帳システムの動作が不安定なので、pdfのような重いファイルが行き交った際の影響が心配。

#### 指定確認検査機関側

- ・試行運用の最終目的を「共用DBにおける台帳システムのデータの整備」と考えているが、送付先行政庁の目的が「EXCELデータの整備」であり、目指すところが違っている。試行運用の評価の基準を揃えるためにも、双方で目的をよく確認する必要がある。
- ・報告書のデータに送信先を記載し、配信システムではそれを自動判別して送信できるようにしてほしい。現在は、送付のたびに送信先を指定する仕様となっており、送付先行政庁の多い機関にとっては手間がかかる。
- ・紙送付においても、郵送トラブルで「送ったはずなのに届いていない」ことがまれに発生する。ペーパーレスとする場合は、このようなトラブルを

- 防止するため、指定機関が送信した件数と特定行政庁が受信した件数について簡単な操作で情報共有できる仕組みが必要。
- ・最終的には建築工事届もデータ送信としたい。

#### **(4) まとめ**

- ・特定行政庁・指定機関双方に不安要素はあるものの、まずは試行運用を開始し、その中で現場の意見等を拾い上げつつ、部会での検討を継続することとする。

## (参考1) 配信システム試行運用後のイメージ

配信システムの利用に当たり、相手先がどのような状況にあるかを正確に把握し、相手先との調整手間を削減するため、下図のようなサイトを立ち上げる方向で検討中。

[トップ](#) > [建築行政共用データベースシステム連絡協議会](#) > [通知・報告配信システム](#) > [通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団体一覧](#)

### 通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団体一覧

通知・報告配信システムは、指定確認検査機関から特定行政庁に送付する確認審査報告書、検査引受通知書、検査報告書等の文書(以下「報告書等」)をペーパーレス化し、特定行政庁における電子台帳の整備を促進する目的で構築されました。しかしながら、指定確認検査機関において報告書等すべての電子データ化の負担が大きい場合が多いこと、特定行政庁では報告書等の一部だけでも電子データが送付されればメリットが見込めることから、通知・報告配信システムの運用に当たって最低限準備すべき内容をガイドラインとしてまとめました。

また、ガイドラインに沿った運用が可能である団体を一覧表として公表することにより、指定確認検査機関、特定行政庁相互に送受信の相手先との個別調整に係る負担低減を図っております。

#### ●通知・報告配信システム運用ガイドライン(平成〇年〇月〇日更新)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会・企画改善部会にて、平成〇年度に作成しました。ガイドラインによる運用により、次の効果が期待できます。

##### ◇指定確認検査機関: 郵送トラブルの低減

紙の報告書が郵送事故で届いていない場合も、別途通知・報告配信システムで送信することにより、特定行政庁側で送信されたことが認識されます。

##### ◇特定行政庁: 建築計画概要書の検索

ガイドラインでは、主として報告書等の表紙記載事項のみをデータ送信することとしております。これにより、建築計画概要書の詳細項目による検索はできないものの、確認・検査日、確認番号等、主要な項目での物件検索が可能となり、紙の建築計画概要書の検索に活用できます。

また、現在建築計画概要書の記載事項すべてを電子入力している特定行政庁においては、入力手間の軽減を図ることができます。

#### ●運用団体一覧

平成〇年〇月に実施したアンケートに基づいて作成しております。記載内容の変更をご希望の場合は、記載事項追加・変更届をICBAまでお送りください。

##### 指定確認検査機関

No.	指定区分	都道府県	会社名	ガイドラインによる運用開始年月	特記事項 ※支所ごとに異なる場合 ※送信内容の拡張等	特定行政庁が送信を 求める際に 必要な手続
1	大臣	東京都	ABC検査センター株式会社	平成24年9月1日予定	東北支店、関東支店支店のみ	メール連絡(連絡先)
2	大臣	東京都	財団法人東西建築確認センター	平成24年10月1日予定		メール連絡(連絡先)
3	大臣	神奈川県	株式会社ビルディング・チェック	平成24年7月1日	概要書記載事項すべてを電子データで送信可能	メール連絡(連絡先)
4	大臣	大阪府	社団法人大阪府建築住宅センター	平成25年春頃予定		メール連絡(連絡先)
5	地整	東京都	株式会社東京確		記載内容はダミーです。	メール連絡(連絡先)
6	知事	宮城県	株式会社MIYAG			メール連絡(連絡先)
7	知事	福島県	財団法人会津建			メール連絡(連絡先)
8	知事	神奈川県	横須賀検査センター株式会社	平成24年10月1日予定		メール連絡(連絡先)

##### 特定行政庁

No.	都道府県 区域	特定行政庁名	ガイドラインによる 運用開始年月	特記事項 ※支所ごとに異なる場合 ※送信内容の拡張等	指定確認検査機関が送信を 開始する際に必要な手続
1	北海道	西北市	平成24年9月1日	北西中央振興局のみ	電子メールによる連絡(連絡先)
2	青森県	—			
3	岩手県	—			
4	宮城県	東北市	平成24年9月1日予定	添付図書のデータも送信可 紙送付不要	電子メールによる連絡(連絡先)
6	秋田県	甲乙市	平成24年6月1日		送信開始時、紙の報告書にその旨記載した文書を同封
7	山形県	—			
8	福島県	—		記載内容はダミーです。	
9	茨城県	—			
10	栃木県	—			
11	群馬県	—			

## (参考2) 通知・報告配信システム 運用事例ヒアリング報告

**ヒアリング日程** 平成23年6月20日(月)  
**ヒアリング対象** 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(まちセン)  
 焼津市  
**ヒアリング担当** I C B A

### 1. 基本情報

項目	まちセン	焼津市
区分	知事指定	4条2項設置市
年間確認件数	約20,000件(内8割は4号物件)	約100件
報告送付頻度	週2回(火・金)1回当たり20件程度	
使用システム	自社開発システム	台帳・帳簿登録閲覧システム
電子報告相手先	県内特定行政庁10箇所程度	まちセンのみ
電子報告に係る業務体制	6事務所あり、1事務所当たりシステムオペレータ2~3名(紙の送付も実施)	報告受信も審査担当が対応
備考	確認審査報告の特定行政庁に対するデータ送付は、従前よりFDで実施してきた。	従前はまちセンから送付されたFDをほくとにより取り込んできた。

### 2. 運用方法

郵便または宅配便により紙+FDを送付し、別途配信Sでデータを送付。確認、検査各々、送付物の種類に応じて下表のとおり対応している。

分類	方法	まちセンによる送付物	焼津市での処理内容
確認	郵便 または 宅配便	確認審査報告書表紙(紙)	内容チェック、内部決裁の上 ファイルに綴じ込む
		構造計算適判通知書(紙)	
		建築計画概要書(紙)	内容チェック、内部決裁の上 閲覧用ファイルに綴じ込む
		確認審査チェックリスト(FD等)	PCに保存
	配信S	建築工事届(紙)	県に送付
	配信S	確認審査報告書表紙入力データ 建築計画概要書1・2面入力データ (3面はデータでは送っていない) 確認申請書4・5面入力データ	台帳Sに取り込み
検査	郵便 または 宅配便	検査結果報告書表紙(紙)	内容チェック、内部決裁の上 ファイルに綴じ込む
		検査申請書2~4面	
	配信S	検査申請書2~4面	PCに保存
	配信S	検査結果報告書表紙入力データ 検査申請書2~3面入力データ	台帳Sに取り込み

### 3. 運用に係る連絡調整等

- ・静岡県庁が旗振りし、データ送付を開始した。
- ・従前よりデータ送付は行ってきたため、配信Sの運用開始に伴う人員増などの業務体制の変更は不要であった。

## 4. 運用に係る所感等

### (1) まちセン側

- ・電子報告のメリットに、紙送付事故による個人情報漏えいを防止できることがある。
- ・現在は行政庁の求めに応じ、紙とデータの両方を送付している。
- ・データを送った場合は紙送付の省略を認めるよう、静岡県庁に口頭で要請している。
- ・紙送付の省略が認められた場合でも、申請者から提出された建築計画概要書の原本をどう処理すればよいか、制度的にも未整理であると思われる。
- ・紙送付の省略は特定行政庁だけでなく消防署、保健所に対しても実現しなければ、宅配手間・配送料の削減にはつながりにくい。
- ・実務担当者レベルでは、紙送付の省略に伴い業務負担は増加する。これは、概要書3面をスキャナで画像データ化、ファイル名を変更し、さらに各物件の入力データと紐付けする手間が新たに発生するからである。(紙の送付で済むのであれば、そのほうが楽である)
- ・まちセンでは、手数料 1,000 円割引もあってFD申請率が8割に達しており、申請書記載情報のキーパンチ手間はさほどではない。

### (2) 焼津市側

- ・電子報告のメリットは、台帳システムへのキーパンチ手間を削減できる点にある。
- ・(まちセンが完全電子化を望んでいることをICBAより伝えたところ) 完全電子化自体は、受け入れ可能である。但し、現在の共用データベースは、建築計画概要書一式を簡単な操作で表示・印刷できないなど、完全電子化によって手間が増えてしまう要因がある。完全電子化には、共用データベースの改善が必要である。
- ・従前、ほくと運用時は宅配便に「報告FD」が同封され、それを読み込むことで処理が完了していた。配信Sでは、①宅配便到着後、その物件のデータが届いているかを配信Sで照会する必要があり、手間が増えた、②配信Sで照会后、登録までの応答速度が遅いと感じている。

## 5. 配信Sの試行利用に当たってのICBAによる考察

まちセンを取り巻く状況は、配信Sの運用開始に当たって次の特殊事情が存在したため、事前の連絡調整が円滑であったことが推察される。

### ①まちセンのFD申請率が8割に達していること

これにより、報告すべきデータの作成手間がまちセン側にほとんど発生しない。

なお、FD申請率は、前建築確認支援システム協議会の調査によると、件数ベースで協議会会員の受付件数の20パーセント程度、全国総件数ベースでは数パーセント程度である。

### ②従前より「報告FD」がほくと導入行政庁に送付されてきたこと

これにより、配信Sの運用開始は、まちセン、焼津市双方にとって新規業務開始ではなく、「システム刷新に伴う送信方法の変更」に近いものであり、業務の変更度合いが極めて小さいものとなる。

「報告FD」は、ほくと等導入の指定機関12の一部機関で運用されているものであり、全国的にも数少ない事例である。

### ③まちセンの送付先行政庁にとって、民間確認の大半がまちセンであること

これにより、配信Sの運用開始に伴う特定行政庁からの連絡調整負担が非常に軽くなると思われる。

よって、上記①～③に該当する他の事例においては、まちセン・焼津市と同様の方法での運用開始も容易であろうと思われるが、それ以外の事例では、「指定確認検査機関の業務負担増を伴うが特定行政庁への協力を求める」形で運用開始することになると思われる。

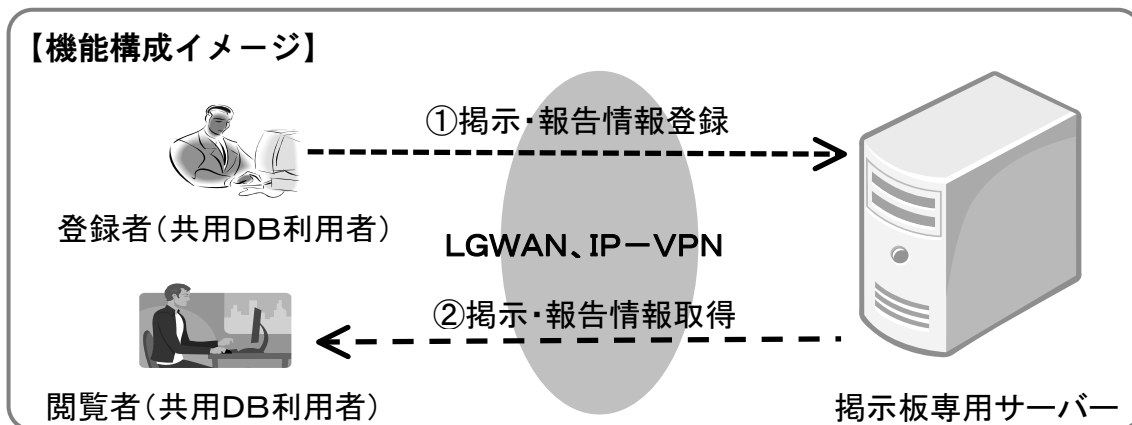
## 4. 掲示板システムの運用方針

### (1) 趣旨

掲示板システムは、共用DBシステム利用者である、国、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定登録機関が、建築士等の処分情報、統計情報等の掲示・報告情報を登録し、利用者相互で情報共有するシステムである。

具体的な掲載内容や運用にあたっては、利用者相互の調整が必須であり統一的な運用ルール等を作成し関係者への周知・説明が不可欠である。

当部会では、22年度に引き続き、掲示板システムの利用可能な機関の現状を踏まえ、建築士事務所等の監督処分に関する、掲載事項等の整理・検討を行い、実務の効率化等に向けた検討を行う。



### (2) 検討方法

22年度に当部会において、統一的な運用ルールとして作成した「概要版マニュアル(暫定版)」内容精査を継続するとともに、掲示板システム自体の機能改善も含めた意見交換を行った。

あわせて、掲示板システムを効果的に運用するため、関係団体が一齐に運用開始できるよう国土交通省と情報交換し、適切なタイミングで概要版マニュアルを関係者に送付できるよう検討した(平成23年10月21日にICBAより都道府県宛に送付、同月27日に修正版を送付)。

### (3) 主な意見

運用方法について

- ・ 処分情報については、法人事務所と個人事務所の双方掲載したい
- ・ 処分情報の掲載期間は処分期間と一致させたい(処分の場合は1年、取

り消しは5年)

- ・定期講習修了者の掲載期間は、定期講習の受講期限に合わせ、3年としたい。

機能改善について（今後の課題）

- ・士会・事務所協会において、掲示板システムのお知らせ欄の表示有無を都道府県が選択できるようにしたい
- ・掲示板システムはセキュリティが担保されているため、建築士会連合会から単位会やICBAへのお知らせ可能としたい

#### **（４）まとめ**

- ・掲示板システムの概要版マニュアルについては、別紙5のとおり確定し、運用を開始することとする。
- ・掲示板システムの機能改善については、今後ICBAのサポート窓口等に寄せられる要望も含め、可及的速やかに対応するよう、ICBAに要請する。
- ・掲示板システム運用開始後、概要版マニュアルの改訂等関係者の意見交換を要する場合は改めて企画改善部会で検討することとし、本課題の検討は今回の報告をもって終了とする。





企画改善部会検討結果 中間報告

別 紙 資 料

図-1

建築士事務所 新規入力

① 所屬建築士人数

② 管理建築士

③ 建築士DB情報

④ 建築士DB情報

⑤ 建築士DB情報

⑥ 建築士DB情報

⑦ 建築士DB情報

⑧ 建築士DB情報

⑨ 建築士DB情報

⑩ 建築士DB情報

⑪ 建築士DB情報

⑫ 建築士DB情報

⑬ 建築士DB情報

⑭ 建築士DB情報

⑮ 建築士DB情報

⑯ 建築士DB情報

⑰ 建築士DB情報

⑱ 建築士DB情報

⑲ 建築士DB情報

⑳ 建築士DB情報

㉑ 建築士DB情報

㉒ 建築士DB情報

㉓ 建築士DB情報

㉔ 建築士DB情報

㉕ 建築士DB情報

㉖ 建築士DB情報

㉗ 建築士DB情報

㉘ 建築士DB情報

㉙ 建築士DB情報

㉚ 建築士DB情報

㉛ 建築士DB情報

㉜ 建築士DB情報

㉝ 建築士DB情報

㉞ 建築士DB情報

㉟ 建築士DB情報

㊱ 建築士DB情報

㊲ 建築士DB情報

㊳ 建築士DB情報

㊴ 建築士DB情報

㊵ 建築士DB情報

㊶ 建築士DB情報

㊷ 建築士DB情報

㊸ 建築士DB情報

㊹ 建築士DB情報

㊺ 建築士DB情報

㊻ 建築士DB情報

㊼ 建築士DB情報

㊽ 建築士DB情報

㊾ 建築士DB情報

㊿ 建築士DB情報

※建築士DBより情報を反映するエリアのため、入力不可。

＜入カフォーム＞

＜照会フォーム＞

＜入カフォーム＞

① 必須入力項目  
※必須入力項目  
1) 資格区分  
2) 建築士登録番号  
3) 建築士登録番号

図-a

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

① 以下項目の入力を行う。  
1) 建築士氏名  
2) 建築士氏名  
3) 建築士資格区分  
4) 建築士登録番号  
5) 登録都道府県

② 【確認】をクリックすると、上記項目とマッピングする「建築士事務所 建築士資格情報」が表示される。  
※目視確認のみの機能。

図-2

建築士事務所 新規入力

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

① 入カフォームの入力を行う。  
※必須入力項目  
1) 資格区分  
2) 建築士登録番号  
3) 建築士登録番号

② 【照会】をクリック。

図-c

建築士事務所 建築士資格情報表示

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

② 【確認】をクリックすると、上記項目とマッピングする「建築士事務所 建築士資格情報」が表示される。  
※目視確認のみの機能。

建築士DBより資格情報が画面上で表示される。  
定期講習に関する表示はなし。



【別紙1】管理建築士 改修イメージ

⑤ 講習会受講情報をはじめ、建築士DB照会情報がコピーされる。(予め入力フォームに入力された項目は保持される。)

図-5

管理建築士 新規入力

所屬建築士人数

管理建築士

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

建築士支部区分

建築士登録番号

建築士登録年月日

管理建築士講習完了年月日

定期講習完了年月日(最終)

建築設計一級建築士証交付番号

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

建築士支部区分

建築士登録番号

建築士登録年月日

管理建築士講習完了年月日

定期講習完了年月日(最終)

建築設計一級建築士証交付番号

更新

戻る

検索

入力フォーム

印刷

更新

戻る

検索

⑥ 入力情報と照会情報が異なる場合は、入力欄を赤色表示で警告を出す。警告が上がっても、引き継ぎ編集が可能。

図-6

管理建築士 新規入力

所屬建築士人数

管理建築士

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

建築士支部区分

建築士登録番号

建築士登録年月日

管理建築士講習完了年月日

定期講習完了年月日(最終)

建築設計一級建築士証交付番号

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

建築士支部区分

建築士登録番号

建築士登録年月日

管理建築士講習完了年月日

定期講習完了年月日(最終)

建築設計一級建築士証交付番号

更新

戻る

検索

入力フォーム

印刷

更新

戻る

検索



更新・変更入力時 <建築士事務所> - [登録申請処理] - [建築士事務所変更届]

建築士事務所 変更届
図-8

所屬建築士人数

一級建築士 名 二級建築士 名 構造設計一級建築士 名 構造設計二級建築士 名

管理建築士

作成済

印刷

---

① 建築士氏名フリガナ

建築士氏名 松田太郎

\*建築士原籍区分  一級  二級  水通

\*建築士登録番号 第12345678 号

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 7 日

管理建築士講習完了年月日 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習完了年月日(義務) 平成 23 年 6 月 22 日

取得資格 一級建築士証

交付番号 第 675664318 号

更新

② 建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名 松田太郎

\*建築士原籍区分  一級  二級  水通

\*建築士登録番号 第12345678 号

建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 7 日

管理建築士講習完了年月日 平成 23 年 6 月 10 日

定期講習完了年月日(義務) 平成 23 年 6 月 22 日

取得資格 一級建築士証

交付番号 第 675664318 号

旧姓 氏名フリガナ表示

\*登録を移行した登録件名 00大匠

発信確認 第TY-0860-B4CBA-08 号

管理建築士講習完了番号 第TY-0860-B4CBA-08 号

定期講習完了番号 第 675664318 号

取得資格 一級建築士証

交付番号 第 675664318 号

旧姓 氏名フリガナ表示

\*登録を移行した登録件名 00大匠

発信確認 第TY-0860-B4CBA-08 号

管理建築士講習完了番号 第TY-0860-B4CBA-08 号

定期講習完了番号 第 675664318 号

取得資格 一級建築士証

交付番号 第 675664318 号

② 更新・変更の際、管理建築士入力欄の【更新】をクリックすると、建築士DBへ照会し、登録情報のチェックを行う。建築士DBと管理建築士入力フォームとの差異が無くなった場合、赤く警告していた箇所は通常表記に戻る。

①-5

54







【別紙2】所属建築士 改修イメージ

⑤ 照会フォームに表示されていた「建築士」情報が上記入力フォームにコピーされる。(予め入力フォームに入力していた項目は保持される)  
 【建築士コピー】を利用しない場合、「定期講習修了年月日(最新)」、「定期講習修了番号」が所属建築士情報に反映されない。

所属建築士情報 所属建築士

建築士氏名フリガナ アシタツタロウ  
 建築士氏名 建築士氏名  
 建築士所属区分 ● 一般 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号 階 1224567 号  
 建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号 階 AA112223 号  
 所属会社一般建築士証 階  
 発行番号 階

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ アシタツタロウ  
 建築士氏名 建築士氏名  
 建築士所属区分 ● 一般 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号 階 1224567 号  
 建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号 階 AA112223 号  
 所属会社一般建築士証 階  
 発行番号 階

No. 建築士区分 建築士登録番号 定期講習修了年月日(最新) 定期講習修了年月日(最新) 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証

※入力情報と照会情報が異なる場合は、入力欄を赤色表示で警告を出す。(警告が上がっても各項目共編集が可能。)

所属建築士情報 所属建築士

建築士氏名フリガナ アシタツタロウ  
 建築士氏名 建築士氏名  
 建築士所属区分 ● 一般 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号 階 1224567 号  
 建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号 階 AA112223 号  
 所属会社一般建築士証 階  
 発行番号 階

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ アシタツタロウ  
 建築士氏名 建築士氏名  
 建築士所属区分 ● 一般 ○ 二級 ○ 木造  
 建築士登録番号 階 1224567 号  
 建築士登録年月日 平成 23 年 6 月 6 日  
 定期講習修了年月日(最新) 平成 23 年 6 月 10 日  
 定期講習修了番号 階 AA112223 号  
 所属会社一般建築士証 階  
 発行番号 階

No. 建築士区分 建築士登録番号 定期講習修了年月日(最新) 定期講習修了年月日(最新) 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証 所属会社一般建築士証

⑦ ⑥の【追加】により入力フォームの内容がリストとして追加される。

⑥ 入力フォームを確認したら、【追加】をクリックする。  
 建築士DBと入力情報が異なる場合、リストの該当表示欄が赤くなって警告を行う。そのまでの登録は可能とする。

更新・変更入力時 <建築士事務所> - [登録申請処理] - [建築士事務所変更届]

図-7

所属建築士情報

所属建築士

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

○一級 ○二級 ○未定

建築士業種区分

建築士登録年月日

定期講習完了年月日(強制)

交付番号

更新

追加

削除

クリア

<入カフォーム>

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

○一級 ○二級 ○未定

建築士業種区分

建築士登録年月日

定期講習完了年月日(強制)

交付番号

更新

追加

削除

クリア

<照会フォーム>

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習完了番号	普通設計一般建築士証	実務確認
7	アノチクワシ	一級	1224567	定期講習完了年月日(強制)	AA112233	編集 削除
	建築士氏名	00:未定	平成23年6月10日			

⑧ 追加された建築士情報を編集する際には【編集】をクリックする。  
追加されたリストを削除する際には、【削除】をクリックする。

図-8

所属建築士情報

所属建築士

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

○一級 ○二級 ○未定

建築士業種区分

建築士登録年月日

定期講習完了年月日(強制)

交付番号

更新

追加

削除

クリア

<入カフォーム>

建築士DB情報

建築士氏名フリガナ

建築士氏名

○一級 ○二級 ○未定

建築士業種区分

建築士登録年月日

定期講習完了年月日(強制)

交付番号

更新

追加

削除

クリア

<照会フォーム>

No.	建築士氏名フリガナ	建築士区分	建築士登録番号	定期講習完了番号	普通設計一般建築士証	実務確認
7	アノチクワシ	一級	1224567	定期講習完了年月日(強制)	AA112233	⑨ 編集 削除
	建築士氏名	00:未定	平成23年6月10日			

⑨ 【編集】をクリックすると、建築士情報が“所属建築士”入力フォームに表示される。

⑩ 入力内容を「更新」する際には、【更新】をクリックしてリストを更新する。  
 建築士DBと入力情報が異なる場合、リストの該当表示欄が赤くなって警告を行う。そのままでの登録は可能とする。

図-9
更新
検索

**所属建築士情報**

所属建築士

建築士氏名

建築士区分  一級  二級  未定

建築士登録番号

建築士登録年月日

定期講習終了年月日(最新)

登録設計一級建築士証

登録設計二級建築士証

更新

**建築士DB情報**

建築士氏名

建築士区分  一級  二級  未定

建築士登録番号

建築士登録年月日

定期講習終了年月日(最新)

登録設計一級建築士証

登録設計二級建築士証

更新

No.

建築士氏名

建築士区分  一級  二級  未定

建築士登録番号

建築士登録年月日

定期講習終了年月日(最新)

登録設計一級建築士証

登録設計二級建築士証

更新

建築士登録番号

建築士登録年月日

定期講習終了年月日(最新)

登録設計一級建築士証

登録設計二級建築士証

更新

【別紙3】業務報告督促機能 改修イメージ

改修案 <建築士事務所>-[業務報告処理]-[業務報告内容管理]

図-1

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

検索結果 0件

① 検索条件を入力する。  
※「業務報告提出年月日」は必須入力項目

図-2

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

登録番号	登録年月日	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1234567890	平成20年01月01日	一般	-	○	○	○	○	○
0123456789	平成22年01月01日	一般	-	-	-	-	-	-

② 検索条件に該当する事務所情報が表示される。  
※検索結果表示件数を2000件で制限する。(CSV出力は検索対象数全てを出力する。)

図-3

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

登録番号	登録年月日	区分	決算月	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1234567890	平成20年01月01日	一般	2月	-	○	○	○	○	○
0123456789	平成22年01月01日	一般	2月	-	-	-	-	-	-

③ 指定した期間の業務報告提出状況が年度ごとで表示される。

現行

図-a

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

検索結果 0件

① 検索条件を入力する。

図-b

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

登録番号	登録年月日	区分	事務所名称
1234567890	平成20年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所
0123456789	平成22年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所

② 検索結果が表示される。

図-c

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

登録番号	登録年月日	区分	事務所名称
1234567890	平成20年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所
0123456789	平成22年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所

③ 過去の業務報告提出履歴、業務報告内容を確認したい場合は、「登録番号」をクリックする。

図-d

検索条件

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業務報告提出年月日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

登録番号	登録年月日	区分	事務所名称
1234567890	平成20年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所
0123456789	平成22年01月01日	一般	有限会社 建築士事務所

④ 過去に提出した業務報告書を確認できる。

図-4

検索条件

事務所支店区分: 12545

事務所名称: [検索欄]

業種別報告提出日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

検索結果

登録番号	登録年月日	区分	発注月	H19	H20	H21	H22	H23	H24
12545	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○

④ 検索にて該当した事務所情報をCSV出力するには、【業務報告履歴出力】をクリックする。

図-5

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	事務所支店区分	事務所名称	業種別報告提出日	登録年月日	区分	発注月	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
2	12545	株式会社日本建設設計事務所	平成20年10月01日	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○	○	○
3	18115	株式会社日本建設設計事務所	平成20年10月01日	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○	○	○
4	80022	株式会社日本建設設計事務所	平成20年10月01日	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○	○	○
5	80022	株式会社日本建設設計事務所	平成20年10月01日	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○	○	○
6	80022	株式会社日本建設設計事務所	平成20年10月01日	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤ CSVファイルが出力される。

図-6

検索条件

事務所支店区分: 12545

事務所名称: [検索欄]

業種別報告提出日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

検索結果

登録番号	登録年月日	区分	発注月	H19	H20	H21	H22	H23	H24
12545	平成20年10月01日	一般	2月	○	○	○	○	○	○

⑥ 過去の業務報告を確認する場合は、該当する【事務所登録番号】をクリックする。

建設工事事務所 業務報告内容管理

検索条件

事務所属性区分:  一級  二級  水通

事務所名称:

報告受理年月日:  年  月  日

検索結果

報告受理年月日	事務所名称	報告番号
平成23年11月30日	事務所	1
平成22年10月19日	事務所	1/1
平成24年9月1日	事務所	

⑦ “報告受理年月日”をクリックして、過去に提出した業務報告書の確認を行う。

平成 23 年 9 月 12 日

都道府県 建築士法行政主務課長 様

一般財団法人建築行政情報センター

## 建築士・事務所登録閲覧システム改修に関するお願い

日頃、建築士・事務所登録閲覧システムをご利用戴きありがとうございます。

さて、建築士・事務所登録閲覧システムについては、管理建築士講習及び建築士定期講習の未修了者特定、並びに業務報告書提出督促の効率化等を目的として、平成 23 年 4 月 28 日に開催された建築行政共用データベース連絡協議会において、改修を実施する旨ご説明し、同協議会に設置した企画改善部会において改修仕様等について検討して参りました。

今般概ね仕様が確定しましたので、別添のアンケートを実施致します。

つきましては、建築士・事務所登録閲覧システムを今後、建築士行政に一層ご活用戴きたく、下記について全都道府県のご了承を戴けますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

##### ①建築士名簿から建築士事務所登録簿へ建築士登録情報を取得する

(ご了承が得られない都道府県の当該情報は、自他都道府県において照会できません。)

A 県が管理する事務所システムの管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」をキーとして、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることができる機能の追加。

※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)設計一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日

##### ②講習受講有無の更新等(建築士システムの入力内容を事務所システムに反映)

定期講習は、毎週、情報更新し、直近に修了した定期講習の情報を表示する機能を追加。管理建築士講習の修了番号、修了日は、現在、未入力のものに限定して1度だけ取得。

#### 2. 業務報告 「事業年度」のプルダウン化

事務所システムに登録済の事業年度は、現在自由入力できるため「平成〇年〇月」、「H〇.△」などと様々な形態となっております。そこで処理の効率化のため、「平成〇年度」に置き換えて統一します。統一するための作業は、各都道府県で実施して戴くか、ご指示により ICBA が行います(入力済の値は、備考欄に移す予定です)。また、改修後は「平成〇年度」のプルダウンメニューからの入力になります(自由入力はできません)。

#### 3. お問い合わせ・ご回答先

一般財団法人 建築行政情報センター システム管理課 小池・佐藤

電話 03-5225-7705 FAX03-5225-7731

e-mail [kensupport@icba.or.jp](mailto:kensupport@icba.or.jp)

以上

**建築士・事務所登録閲覧システム システム改修についてのご確認事項**

以下3項目につきまして、参考資料をご確認の上、E-Mail 若しくは Fax にて、9月22日までに、別紙にてご回答の程、どうぞ宜しくお願い致します。

1. <事務所システム>管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

**【機能改修の目的】**

事務所システムにおいて、管理建築士の管理建築士講習修了情報の取得および管理建築士、所属建築士の定期講習情報を、建築士システムから自動的に反映させ、画面確認と共に CSV 出力も可能とすることにより、定期講習修了有無の確認、督促等の効率化を図る。

**【機能改修の概要】**

①各都道府県が管理する事務所システムの建築士事務所新規登録、更新時に、管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」をキーとして、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることを可能とする機能。

※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日

ご了承が得られない都道府県の当該情報は、自他都道府県での照会ができません。

②各都道府県が管理する事務所システムで管理建築士講習情報(講習修了番号、講習修了年月日)が空白の場合、建築士システムから、キー項目「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」により検索し、管理建築士講習情報をシステムリリース時に1度だけ取得する。(取得された情報は、登録項目として登録される。)

また、管理建築士及び所属建築士に関する定期講習情報(講習修了番号、講習修了年月日)を、建築士システムから、キー項目「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」により検索し、毎週1回情報更新、直近の定期講習情報を表示、CSV出力させる機能を追加する。

建築士システムからの講習会情報の反映については、当該建築士情報を所管する都道府県の了解を得て実施する。そのため、了解の得られない都道府県が所管する建築士の講習会情報は自他都道府県へ反映されない。

**【機能改修の留意点】**

1. 事務所システムのキー項目が誤っている場合は、当該誤ったキー項目に対応した情報が反映される。なお、事務所システムの管理建築士又は所属建築士を登録・更新する際、建築士システムから事務所システムにコピーすることが可能となる(1. ①)ため、今後、登録の際、キー項目を誤る可能性は少ないと思われる。
2. キー項目に該当する建築士が建築士システムに存在しない場合は、講習会情報は空白となる。
3. キー項目に該当する建築士が建築士システムに複数存在する場合は、重複した建築士のどの情報が反映されるかは保証の限りではない。
4. 建築士定期講習情報は、表示のみで、直近の講習修了情報を表示する。



2. <事務所システム>業務報告「事業年度」のプルダウン化

【機能改修の目的と概要】

業務報告書提出の徹底および督促の効率化を図るため、業務報告書の提出の有無を「事業年度」で検索可能とする他、「業務報告履歴出力」(CSV ファイル出力)を可能とする。

事業年度での検索結果の一覧には、業務報告履歴最大6年分を表示する他、「業務報告履歴出力」(CSV ファイル出力を行う新機能)にて、建築士事務所の概要と業務報告書提出の有無が出力されるようになる。

<改修前>

現在、自由入力が行える。(システム上、年度での区切りはつかず、受理年月日により区分。)

<改修後>

プルダウンで事業年度を選択。この欄で選択した年度に登録される。

[業務報告履歴出力(CSV ファイル)]画面

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	事務所登録番号	登録年月日(新規)	事務所資格区分	事務所名称	開設者(個人、法人)	事務所所在地郵便番号	事務所所在地	事務所電話番号	事務所Fax番号	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
2	第123456号	100305	一級	神楽坂設計	神楽坂太郎	111-2222	東京都新宿区	03-5225-7701	03-5225-773	190205	-	211107	221109	231201	-
3	第123457号	181115	一級	鈴木建築設計	鈴木明	123-4567	東京都世田谷	03-5225-7702	03-5225-773	190608	201015	-	-	231014	-
4	第98765号	080822	一級	アーキ工房	森山炒う	987-6543	東京都豊島区	03-5225-7703	03-5225-773	-	201221	210408	220608	230325	-
5	第98766号	221014	二級	T-ハウス	田中一郎	963-8527	埼玉県川口市	03-5225-7704	03-5225-773	191118	200506	-	-	-	-
6															

登録された年度に、提出された受理年月日が表示される

※今回のシステム改修全般については、以下よりご確認載けます。

[http://www.icba.or.jp/kenchikushi/ken\\_kaishushiyo.pdf](http://www.icba.or.jp/kenchikushi/ken_kaishushiyo.pdf)

■この件に関するお問合せ、ご回答先  
 一般財団法人 建築行政情報センター システム部システム管理課 担当:小池、佐藤  
 E-Mail: kensupport@icba.or.jp  
 Tel: 03-5225-7705 Fax:03-5225-7731

建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について

一般財団法人 建築行政情報センター 小池、佐藤 宛て

本県(都・道・府)は、建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について、以下のとおり回答する。なお、データの取り扱いについては細心の注意を払い、当該目的以外に使用しないこと。

<回答>

1. <事務所システム>管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

①建築士事務所新規登録、更新時に、管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることを可能とする機能。

※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日

<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない
---

②管理建築士講習情報が空白の場合、リリース時に情報取得を実施。

また、管理建築士及び所属建築士に関する定期講習情報を、毎週1回情報更新、直近の講習修了情報を表示、CSV 出力させる機能。

<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない
---

2. <事務所システム>業務報告「事業年度」のプルダウン化

新機能を使用するため、これまで自由入力した事業年度を和暦の年度表示(例:平成〇〇年度)に統一してデータ置換を実施してよいか。なお、統一する場合はお申し出により ICBA が一括して統一することも可能です(無償)。

(統一しない場合、これまで自由入力されている情報は、備考欄に移動され、事務所詳細画面で報告受理年月日及び事業年度を確認することはできますが、新たな機能である「検索」や「業務報告書履歴出力」では正しい出力はできません。)

<input type="checkbox"/> 年度表示の更新を行う。 → <input type="checkbox"/> 統一は ICBA に依頼する <input type="checkbox"/> 統一は自ら行う <input type="checkbox"/> 年度表示の更新を行わない。(新しい機能は使用しない)
--

平成 23 年    月    日

都道府県名

部署名

氏名

概要版マニュアル Ver. 1.1

# 共用 DB 掲示板システム

平成 23 年 10 月 27 日

財団法人建築行政情報センター

# 目次

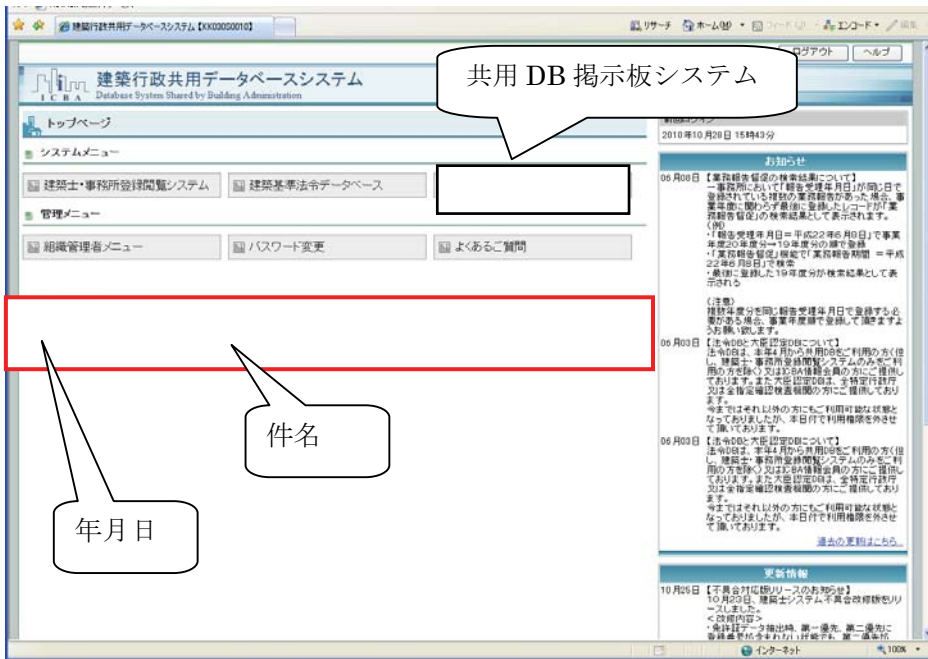
- 1-1 掲示板システムの目的 . . . . . 2P
- 2-1 画面構成 . . . . . 3P
- 3-1 操作方法概要 . . . . . 4P
  - 3-2 お知らせ登録機能について . . . . . 5P
  - 3-3 お知らせ検索機能について . . . . . 9P
  - 3-4 お知らせ一覧機能について . . . . . 10P

## ■ 1-1 掲示板システムの目的

建築行政共用データベースシステムは、建築士及び建築士事務所等の登録情報並びに住宅建築物のストック情報等を総合的に管理提供できるデータベースシステムで、平成 19 年度から 3 カ年をかけて構築されました。建築行政共用データベースシステムにより、建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関等に対する指導監督や、情報開示の徹底、違反建築物対策や、既存建築物に係る各種施策の推進等、建築行政の的確化、迅速化に寄与することを目的としています。

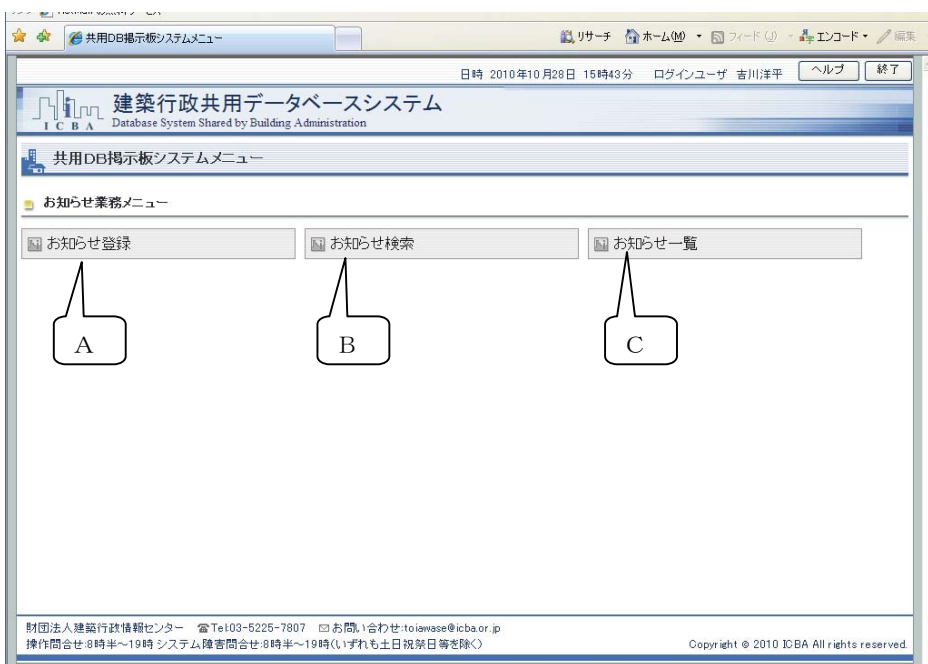
本マニュアルでは、共用DB利用者が、全国の行政庁で処分された建築士事務所の情報等を相互に共有することを目的として、組織間で発生する掲示・報告事項を登録、および表示するための「掲示板システム」の操作を説明します。

2-1 画面構成



左図は、共通基盤（ログイン直後の画面）です。他組織が掲載したお知らせは、左図赤枠のように表示されます。

見落としを回避するため、「共用DB掲示板システム」を立ち下げなくとも、共通基盤上でお知らせが表示されます。



左図は、掲示板システムを立ち上げたときの画面です。

掲載されているお知らせは、「お知らせ一覧」で確認することができます。

業務メニュー	機能	権限
A. お知らせ登録	お知らせの登録を行います。	登録者権限ユーザー
B. お知らせ検索	<u>自組織</u> で掲載したお知らせの検索、変更、削除を行います。	登録者権限ユーザー
C. お知らせ一覧	<u>自組織及び他組織</u> が掲載したお知らせを一覧で見ることができます。	閲覧者権限ユーザー

## 3-1 操作方法概要

### A. お知らせ登録機能 全般

お知らせ登録

日時 2010年10月28日 15時57分 ログインユーザ: 吉川洋平 ヘルプ 終了

組名: 熊本県(ICBAサポート用)

お知らせ登録

題名

お知らせ種類  掲示用  報告用

カテゴリー ▼大項目 ▼中項目

お知らせ対象 対象設定 (未設定)

掲載期間  指定なし  指定あり ( 0時 00分 ~ 0時 00分)

内容 (1000文字以内)

添付ファイル (合計最大20MB) 参照... 追加

問合せ先

確認 検索へ メニューへ

財団法人建築行政情報センター ☎Tel:03-5225-7807 ✉お問い合わせ:toiawase@icba.or.jp  
 操作問合せ:8時半~19時 システム障害問合せ:8時半~19時(いずれも土日祝祭日等を除く)

Copyright © 2010 ICBA All rights reserved.

項目名	説明
1. 題名	お知らせの題名を入力します。
2. お知らせ種類	掲示用か報告用を選択します。
3. カテゴリー	分類項目を選択します。
4. お知らせ対象	お知らせする機関（国・都道府県・建築士会・事務所協会の中から）を選択します。
5. 掲載期間	掲載期間の指定「あり」・「なし」と、「あり」ならばその掲載期間を入力します。
6. 内容	お知らせ内容を入力します。
7. 添付ファイル	ワード、エクセル、PDF、JPGなどのファイルが添付可能です。(最大20MB)
8. 問合せ先	自組織の名前と連絡先を入力します。

## ■ 3-2 お知らせ登録機能について

### ■お知らせ登録機能 「1. 題名」について

題名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
----	---

題名については、「お知らせ一覧」画面において、他組織により登録された建築士事務所の処分情報をブラウザの検索機能を用いて確認しやすくするため、題名の表記方法を次のとおり統一するようにしてください。（※本システムには、他組織による登録情報を検索する機能はありません。）

#### ● 1. 建築士事務所の監督処分の場合

【揭示】 ●①（処分年月日）②（建築士事務所名）③（開設者名）④（事務所等級）⑤（事由発生日）⑥（処分期間）⑦（都道府県名）

例) 【揭示】 ●①110111 ②建築太郎一級建築士事務所 ③一級 ④101222 ⑤110111～120110 ⑥(〇県)

#### ● 2. 修了者データの場合

【揭示】 管理建築士講習および建築士定期講習の修了者データについて（都道府県名）（H〇〇. 〇月分）

#### ● 3. 庁内連絡の場合

【揭示】 ①タイトル ②(都道府県名)、掲載期間は3ヶ月を原則とする。

### ■お知らせ登録機能 「2. お知らせ種類」について

お知らせ種類	<input checked="" type="radio"/> 揭示用 <input type="radio"/> 報告用
--------	--

明確な区別の基準はありませんが、処分の内容によってお選びください。基本的には、デフォルト（初期設定）である「揭示用」を選択していただければよいと思います。

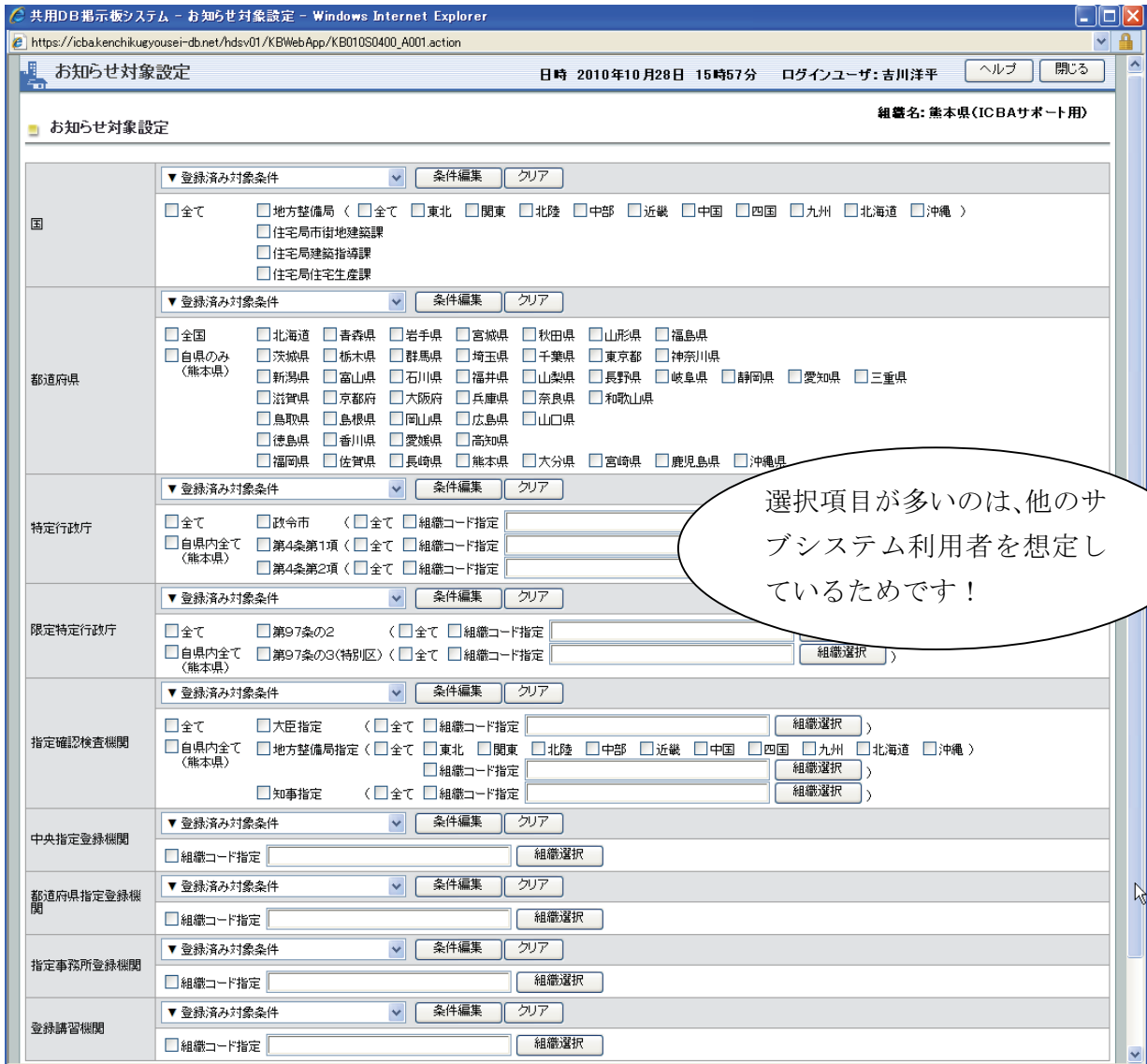
### ■お知らせ登録機能 「3. カテゴリー」について

カテゴリー	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">             ▼大項目 <span style="float: right;">▼中項</span>              ▼大項目              統計情報              特定行政庁情報              指定機関情報              調査結果              調査依頼              調査報告              報道発表              会議情報           </div>
お知らせ対象	
掲載期間	定あり (
内容 (1000文字以内)	

左図のように、「カテゴリー」には、複数の選択肢がありますが、これは、他のサブシステムの利用者を想定しているためです。

建築士・事務所登録閲覧システムをご利用される方の場合、内容に合わせて、「処分情報」又は「その他」のどちらかを選択するようにしてください。（注：「処分情報」又は「その他」を選択すれば中項目の入力は要求されません。）

■お知らせ登録機能 「4. お知らせ対象」について



お知らせ先を選択する項目です。上図のように選択肢が多数表示されますが、「カテゴリー」と同様に、建築士・事務所登録閲覧システム以外のサブシステムの利用者を想定しているためです。建築士・事務所登録閲覧システム利用者においては、国・都道府県・都道府県指定登録機関（＝建築士会）・指定事務所登録機関（＝事務所協会）の中から選択してください。

1. 国
2. 都道府県 (建築士法)
3. 特定行政庁 (基準法)
4. 限定特定行政庁 (基準法)
5. 指定確認検査機関
6. 中央指定登録機関 = 建築士会連合会
7. 都道府県指定登録機関 = 建築士会
8. 指定事務所登録期間 = 建築士事務所協会
9. 登録講習機関



■お知らせ登録機能 「6. 内容」について

内容については、全国で共有するための処分情報となるため、以下のようなフォーマットで掲載するようにしてください。とくに、処分対象建築士事務所の登録申請者が法人である場合は、当該処分の原因となった事実があった日1年以内にその法人の役員であった者についても【役員名】欄に記載するようにしてください。

●建築士事務所の監督処分の場合

掲載年月日 (処分情報) : 例

【処分年月日】平成〇年〇月〇日

【事務所名】建築太郎一級建築士事務所

【開設者名】建築太郎

【事務所等級】一級

【登録番号】〇〇県知事登録第 999999 号

【事由発生日】平成〇年〇月〇日

【役員名】構造花子、設備三郎

【管理建築士名】建築太郎

【処分内容】事務所閉鎖3ヶ月

【処分期間】平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

【処分概要】建築太郎一級建築士事務所の管理建築士（建築太郎）が、建築基準法第20条（構造耐力）の規定に適合しない設計を行ったとして、国土交通省から懲戒処分を受けた。

添付ファイル：平成〇年〇月〇日〇〇氏よりヒヤリングした際に提出のあったもの、または、聞き取りなどを根拠に確認したものであると明記（役員名、法人名、同法人の事務所登録がある都道府県名）する。

問い合わせ先

【掲載】〇〇県〇〇整備部〇〇課

【担当】〇〇担当 〇〇 〇〇

【電話】0000-00-0000

【「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル】

■お知らせ登録機能 「7. 添付ファイル」について

添付ファイル名は、「【処分事務所】〇〇株式会社の役員が兼務する法人」としてください。  
 添付ファイル (pdf : 最大容量は、20MB) を添付したのち、「追加」ボタンを押下してください。  
 (「追加」ボタンを押下しないこと、添付ファイルが登録されません。)

■お知らせ登録機能 「8. 問合せ先」について

登録の「内容」で登録項目を参照してください。

■お知らせ登録機能 登録を押すと完了

全ての入力完了して確認ボタンを押すと、左上のような画面へ遷移します。

入力内容を確認して修正したければ「戻る」ボタンを、入力内容がよければ「登録」ボタンを押下してください。

なお、処分情報については、掲載期間を「指定なし」としてください。また、別途、文書にて他都道府県へ通知する場合は、当該文書を「添付ファイル」に掲載してください。

「登録」すると左下のような画面へ遷移し、お知らせの掲載が完了したことを知らせます。

「お知らせ検索へ」又は、「メニューへ」のどちらかを押し、次の操作に移れるようになります。

### 3-3 お知らせ検索機能について

#### ■お知らせ検索機能 お知らせ検索画面



自組織で登録したお知らせを検索することができます。

また、登録したお知らせを削除したり、再編集ができます。

「検索」すると左下図のような画面が表示されます。

削除又は再編集したいときには、赤丸の「詳細」ボタンを押して頂くことによって、処理が可能な画面へ移動します。

## ■ 3-4 お知らせ一覧機能について

### ■ お知らせ一覧機能 お知らせ一覧画面



お知らせ一覧機能は、開くと上記のように現在掲載されているお知らせが、自組織・他組織とも含めて一覧で表示されます。

日にちごとで表示されますので、同じ日に複数件、掲載されている場合、赤枠のように表示されます。クリックをすると詳細画面へ遷移します。

## 議事（４）

### そ の 他

- ・ 支援システム運用基金の用途に係るアンケート集計結果報告
- ・ 指定確認検査機関からの新・申プロの普及促進について
- ・ I C B Aにおける電子化業務の受託について



**支援システム運用基金の  
使途に係るアンケート  
集 計 結 果 報 告**

**平成23年10月  
一般財団法人建築行政情報センター**

## 1. アンケートの目的

当財団は、建築確認支援システム協議会（以下「シス協」という）解散の際、支援システム（V7ほくと等）を日本建築行政会議から承継した。

また合わせて、シス協の負担金残金（以下「運用基金」という）850万円が、覚書（別紙2参照）により次の条件を付してシス協から日本建築行政会議に移管された。

- ①基金の用途は、支援システムの維持、保全及び法改正対応に伴うプログラム改修、プログラム改修以外の支援システム運用に関わる作業に充てる。
- ②ICBAは、日本建築行政会議に対し、必要に応じて運用基金の支弁を求めることができる。

しかしながら、現在システム移行の過渡期にあることから、平成21年度に約250団体であった支援システムの利用団体は約100団体に減少し、今後さらに減少すると見込まれる。

このような状況から、運用基金は支援システム自体の改修ではなく、支援システムから新たなシステム（共用データベース）への移行を促進するための方策に活用することが最も現実的と考えられるが、その際は、運用基金の出資者であるシステム導入会員の意向を踏まえ、日本建築行政会議に支弁を求めることとしたい。

（※10月下旬に支弁を求め、現在日本建築行政会議にて検討中）

そこで、アンケートによりシステム導入会員の意向を調査することとした。

## 2. アンケートの概要

### （1）アンケート実施主体

一般財団法人建築行政情報センター

### （2）対象者

システム導入会員251団体（特定行政庁239団体、指定確認検査機関12団体）。但し、平成21年度のシス協解散に伴いシステム導入会員の制度も廃止となっているため、最終年度（平成20年度）のシステム導入会員を対象とした。

### （3）アンケート送付内容

別紙1のとおり。

### （4）実施期間

平成23年9月22日～10月14日

### （5）実施方法

電子メールによりアンケートを送付。  
電子メールまたはFAXにより回答を回収。

### （6）有効回答数

192件／251（有効回答率77%）



### 3. 集計結果

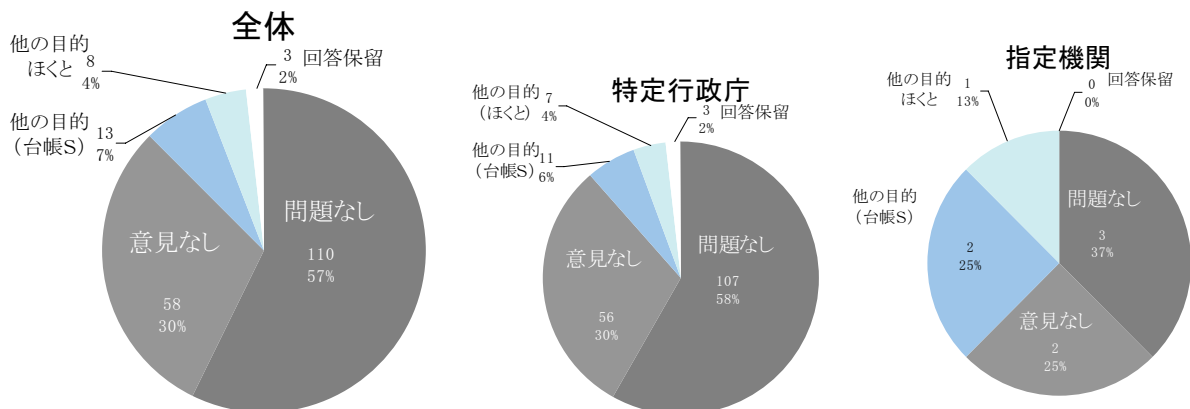
設問「支援システム運用基金を Excel 形式での通知書等印刷機能に活用することについて」に対する三択形式の回答を、次のとおり分類した。

三択形式の回答		分類
「問題ないと考える」		「問題なし」
「特に意見なし」		「意見なし」
「他の目的に活用すべき」	他の目的の具体的内容が台帳システムに係るもの	「他の目的（台帳S）」
	他の目的の具体的内容が台帳システム以外のもの	「他の目的（ほくと）」
三択の回答が無記入で、自由意見欄のみ記載のもの		「回答保留」

#### (1) 特定行政庁及び指定確認検査機関

区分	団体数	回答数	内訳				
			問題なし	意見なし	他目的		保留
					台帳	ほくと	
特定行政庁	239	184	107	56	11	7	3
指定機関	12	8	3	2	2	1	0
全体	251	192	110	58	13	8	3

表示数値は回答数を示す。

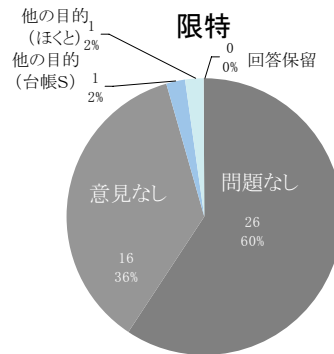
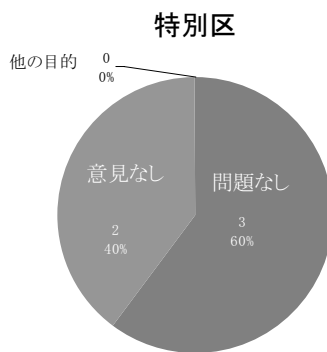
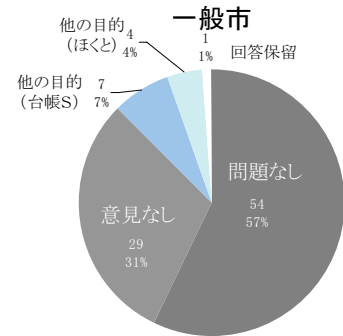
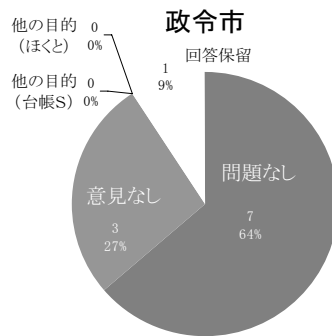
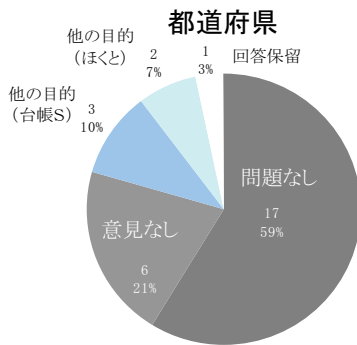


#### ※考察：台帳システムの改修に使ってよいか否かの観点で集計した場合

**使ってよい** 123 団体 92% (上表の「問題なし」110+「台帳」13)  
**使うべきでない** 11 団体 8% (上表の「ほくと」8+「保留」3)  
 合計 134 団体 100%  
 なお、ニュートラルな立場である「意見なし」58 団体は除外した。

## (2) 特定行政庁の内訳

区分		団体数	回答数	内訳				
				問題なし	意見なし	他目的		保留
						台帳	ほくと	
特定行政庁	都道府県	35	29	17	6	3	2	1
	政令市	13	11	7	3	0	0	1
	一般市	128	95	54	29	7	4	1
	特別区	5	5	3	2	0	0	0
	限特	58	44	26	16	1	1	0
小計		239	184	107	56	11	7	3



### (3) 自由意見欄の記載内容

※「他の目的に活用すべき」を選択または三択回答無記入の場合について、抜粋ではなく、全数を記載する。

#### ①他の目的（台帳S）に分類したもの

（「他の目的を活用すべき」を選択し、その具体的内容が台帳システムに係るもの）

No.	団体区分	自由意見	ID
1	都道府県	システムでの作業でデータ処理に時間がかかることが多い。個々の機能の改修よりも、システム本体の性能向上に対応して欲しい。	1
2	都道府県	民間指定確認機関が確認した内容を管理しているデータ(エクセル)をインポートできる機能を追加して欲しい。	5
3	都道府県	問題ないと思うが、通知書等印刷機能に加え、次についても改善してほしい。 ・当県は、12機関で審査を行っていることから、台帳検索やデータ抽出等において、県全域と12機関の切り替えができるようにしていただきたい。 ・データ抽出について、待ち時間がないように改善していただきたい。	34
4	一般市	不具合改善に別資金を使用するなら、今後改善のたびに別資金を用意しなければならなくなるのではないか。システム改善については台帳システムの開発資金の中でやりくりすべきで基金残金の使用目的としては不適切と考える。台帳システム移行促進及びシステム習熟のための無料研修費用(旅費込)として活用していただきたい。	55
5	一般市	「利用頻度を考慮した主要な帳票」はどのように決定するのか。単純に法定帳票を優先するのであれば、現時点で当市では必要性を感じない。むしろ、法定外帳票(受領票、消防通知書)の「テキストファイル抽出→差込印刷」の流れを廃止し、直接一括印刷(エクセル印刷含む)を可能にさせていただくことが業務効率化に繋がるものとする。 現時点で、法定帳票についてはワードの様式をダウンロードして、差込印刷対応できるため、レイアウトの修正も可能と思われる。ただし、PDF出力される帳票と、ダウンロードした様式は記載内容が異なっている(例:確認済証)ため、ICBA側で書式(印刷内容)の統一を行うべきではないか。 ・消防通知(同意)書の発行について 現在、消防通知(同意)書の発行にあたっては、受付入力完了させた後、一旦受付(詳細入力や仕分け)画面を終了させて別メニューから再度物件を呼び出し、「消防通知(同意)書類を送付」を登録してからでないと印刷対象として一括印刷でデータ呼び出しができないものと記憶しております。 現在の形では、非常に非効率な流れとなっておりますので、受付入力(受付詳細入力など)で「消防通知(同意)書類発行」に係るデータ登録を全て完了でき、かつ、同書類の印刷が可能となる形でのシステム改修を希望します。(差込印刷のデータ出力でなく、直接印刷できる形で)	58
6	一般市	物件検索機能の充実に使用すべきだと考えます。(地名地番で探索する	81

No.	団体区分	自由意見	ID
		場合のキーワード入力 of 柔軟化等) また、データ抽出も柔軟に出来るシステムを構築してほしい。(V7ほくと同等以上の機能)	
7	一般市	V7ほくとに比べ、過去の検索機能、任意統計機能(確認申請が基準で、受付日の基準では意味がない)が著しく劣っている。そちらの改善をお願いしたい。 PDF形式を Excel 形式に改修するのに、1000 万円程度? そんなに掛かるのですか?	111
8	一般市	本システムを使用している中で、上記の不具合以外にも多くの不具合があると認識しています。特に当市では、台帳の曖昧検索機能と統計機能の拡充が最優先と考えています。このアンケートにおいて、まず要望として寄せられている不具合事項を列記の上、優先順位を決めて頂きたいと思ます。	113
9	一般市	入力したデータの登録に時間がかかるため使い勝手が悪い。運用基金については、サーバーの増設等処理能力を高めるために活用してほしい。	165
10	一般市	改修費用の5000万円が高すぎる。V7ホクトでできたことを共用DBで出来なくするなど、信頼性をなくす行為だと思う。 共用DBの根本的な不具合解消に使用すべき。	168
11	限特	建築確認支援システム付加価値地図情報システム(日本ユニシス)を建築行政共用データベースシステム上でも使用できるよう機能を改善してほしい。(建築行政共用データベースシステムには、地図情報システムを移行出来ないので、当市の共用データベースシステムへの移行について障害になっています。)	183
12	指定機関	建築士事務所・建築士閲覧システム導入費用の低価格化のために使用してほしい。 理由: 建築士事務所及び建築士の取消処分等が文書で通知されており、その処分者数が増加し当該建築士事務所等を確認する手段として標記システムの利用も検討しましたが、コストが高いことから導入していない状況です。 よって、今よりも低価格で利用できるよう利用費の一部に充ててくださるようお願いいたします。	244
13	指定機関	V7ほくとと同じ機能であれば良いと思う	250

## ②他の目的（ほくと）に分類したもの

（「他の目的を活用すべき」を選択し、その具体的内容が台帳システム以外のもの）

No.	団体区分	自由意見	ID
1	都道府県	ICBAの全額負担で改修すべきではないでしょうか。	24
2	都道府県	覚書第4条で基金の用途は支援システムに限定されているもので、第5条による甲と丙の協議を経てシステム導入会員の了解の後、用途を決定すべきと考えます。	26
3	一般市	(空欄)	99
4	一般市	通知書等印刷機能は当然するべし。 運用基金はV7ほくとに用途すべき。(V7ほくと使用期間の延長や移行費用の補填等)	118
5	一般市	システムが使いづらいなら改修し、費用負担を求めるのはおかしい。システムを使いやすく、もともと設計するのがあたりまえ。その都度改修費を求められるのであれば、その費用の根拠を明示すべき。	127
6	一般市	システムを作成する当初から検討しておくべき内容と考えます。	137
7	限特	特に具体的な事項はないが、目的が違う。	218
8	指定機関	共用データベースへの移行については、導入した行政庁及び指定機関が半数にも至っていないと聞きます。そのような中で、共用データベースの改修に用途変更されるというのは、共用データベースを使用する見込みがない行政庁や指定機関にとっては、納得がいかないように感じます。 共用データベースへ移行した(及び移行を決定した)行政庁及び指定機関の数等の最新情報を提供して頂いた上で、判断することになると思います。	251

## ③回答保留に分類したもの

（三択回答が無記入で、自由意見欄にのみ記載のあったもの）

No.	団体区分	自由意見	ID
1	都道府県	支援システムの維持、保全等を使用目的としたもの。当然共用DBシステム開発時に機能に不具合がないように対応してあるべきもの。単に不具合対応への使用はおかしいと考える。もし使用するなら共用データベースシステムの導入機関を増やすために、また特に民間検査機関の導入が少ない(メリットがない)ことに対する対応(配信システムの導入拡大等)に向けたことなどを検討してはどうか。	21
2	政令市	・V7 ほくとの運用が平成24年度末まで存続するため、今回の改修で運用基金の全額を取り崩すのではなく、基金の半額程度は留保すべきである。 ・『主要な帳票に限定』とあるが、どのような帳票を改修するのかを明示して欲しい。	39
3	一般市	次のことを踏まえて判断したい。 ①改修費用を1000万円(及び5000万円)の内訳(算定根拠) ②「主要な帳票」の具体的な帳票名 ③出力可能となるExcel形式での通知書の実物	97

## 支援システム運用基金の使途に係るアンケート

下記をお読みの上、「回答欄」にご記入をお願いします。

### 1. 使途（案）：台帳システム 通知書等印刷機能の改善

建築行政共用データベースシステムの台帳・帳簿登録閲覧システム（台帳システム）における通知書等印刷機能の改善として、建築確認支援システムV7ほくとと同様のExcel形式での通知書等印刷機能を新たに追加するものです。

### 2. 通知書等印刷機能改善の必要性和背景

通知書印刷の方法について、V7ほくとではExcel形式の出力であるのに対し、台帳システムではPDF形式の出力となっています。

これは、V7ほくとのExcel形式で、通知書の印刷エリアを超える文字数が入力された場合に「文字切れ」が発生し、その発生の予測も困難であることから、通知書印刷の都度、記載内容の目視確認を強いられる事態を招いていました。そこで台帳システムでは、その解決策としてPDF形式を採用した経緯があります。

ところが、建築主の数により通知書の体裁を整える場合や、複数棟の中間検査合格証等の棟名追記など、台帳システムの本稼働後、PDFでは逆に対応困難となるケースが顕在化し、V7ほくとから台帳システムに移行した団体からは、Excel形式の出力を追加し、修正可能な状態にして欲しい旨のご要望が多く寄せられております。

そこで、既に台帳システムに移行した団体及び今後移行する団体の従前と同様の操作性を確保し、システム移行を円滑にするために、支援システム運用基金を活用し、Excel形式での通知書等印刷機能を新たに追加することが望ましいと考えております。

### 3. 費用と実施時期

すべての通知書等を改修した場合は5,000万円程度となりますが、利用頻度を考慮し、主要な帳票に限定して改修を実施します。主要な帳票の改修費は1,000万円程度（費用不足分はICBAで負担）で、平成23年度、24年度の2カ年にわたり改修を実施、完成部分より順次リリースする計画です。

### 4. 運用基金の使途決定期限

今年度末までに一定部分の改修を完了して支弁を受けたいと考えております。この場合、改修実施期間を確保するため、実質上、現時点が決定期限となります。

現時点で建築基準法改正をはじめとするV7ほくとのプログラム改修の必要性が見込まれていないことを考慮すると、V7ほくとの利用者が残ってはおりますが、そろそろ上記機能の改修に着手する必要があります。

#### 【回答欄】（いずれかにチェックしてください）

上記のとおり、支援システム運用基金をExcel形式での通知書等印刷機能に活用することについて、

問題ないと考える

特に意見なし

他の目的に活用すべき（具体的に【自由意見欄】にご記入ください）

【自由意見欄】

【団体名】

【連絡先ご担当】

## 建築確認支援システム運用基金についての覚書

日本建築行政会議（以下、「甲」という。）及び日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会（以下、「乙」という。）と財団法人建築行政情報センター（以下、「丙」という。）は、乙の解散（平成22年11月11日）にあたり、平成22年9月1日付けに締結した「建築確認支援システム等の著作物承継についての覚書」に基づき、以下の条件を確認し覚書を交わす。

### （信義誠実の義務）

- 第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実にこの覚書を履行しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、この覚書に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、また、承継させてはならない。

### （履行時期）

- 第2条 甲と丙は、乙が解散する平成22年11月11日より、この覚書を履行する。

### （負担金残高の移管）

- 第3条 乙はその解散に当たり、乙の負担金残金8,500,000円を「建築確認支援システム運用基金」（以下、「支援システム基金」という。）とし、第4条の条件を付して、甲に移管する。
- 2 甲は、支援システム基金の運用期間を、この覚書履行時期より平成24年度末までとし、平成24年度末までに支援システム基金の全ての使用を完了した場合は、完了日をもって支援システム基金は完了とする。
- 3 平成24年度末の支援システム基金の運用期間終了と同時に支援システム基金は廃止し、支援システム基金の残金は甲に繰り入れることとする。

### （基金の使途）

- 第4条 甲は、支援システム基金を建築確認支援システムV7ほくどに関わるシステム等（以下、「支援システム」という。）の維持、保全及び法改正対応に伴うプログラムの改修、また、プログラムの改修以外の支援システ

ムの運用に関わる作業等の費用に充てるものとする。

- 2 丙は、甲から承継された建築確認支援システム等の著作物の運用を通し必要と判断した場合は、甲に対し支援システム基金の支弁を求めることができる。

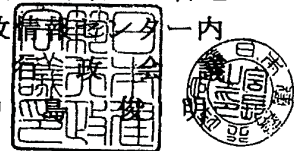
(その他の事項)

第5条 この覚書に定める事項について疑義がある場合、または定めのない事項については、甲と丙は誠意をもって協議し、支援システム基金の円滑な使途に努めることとする。

この覚書の証として本書3通を作成し、甲乙丙は各押印の上、各1通を保有する。

平成22年11月11日

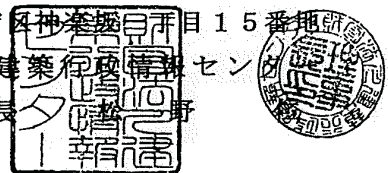
甲 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地  
財団法人建築行政情報センター  
日本建築  
会長 中



乙 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地  
財団法人建築行政情報センター  
日本建築行政  
建築確認支援システム  
委員長 中嶋



丙 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地  
財団法人建築行政情報センター  
理事長 夕野





## 指定確認検査機関における新・申プロの普及促進について

平成22年4月より、V7ほくと等に対応した建築確認申請書作成プログラム（申プロ）をICBA情報会員向けの特典として提供を開始し、同年8月に建築行政共用データベースシステムに対応したバージョン（新・申プロ）の提供を開始しました。

現在、新・申プロを入手するためにはICBA情報会員制度に会員登録する必要があります。

（ICBA情報会員制度）

ICBAでは全国の建築士や建築士事務所、特定行政庁、指定確認検査機関に対して、建築行政の円滑な推進や建築業界の活動を支援するための情報提供を行っておりますが、建築基準法などの新しい建築関連情報をインターネットを介していち早く発信・提供する制度が「ICBA情報会員制度」であり、以下の会員種別があります。

会員種別	年会費（初年度）	対象人数	備考
個人会員	12,600円（税込）	1名	建築士、建築の業務に携わっている方 （資格の有無は問わず）
団体会員	3,150円（税込）	1名	各種団体に所属している方 （各種団体※に所属が必要）
法人会員	126,000円（税込）	12名	企業、特庁、指定機関等で 12名を1口として入会

※各種団体：都道府県建築士会、都道府県建築士事務所協会、日本建築構造技術者協会（JSCA）、建築設備技術者協会（JABMEE）、日本建築行政会議（JCBA）、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、まちせんクラブ

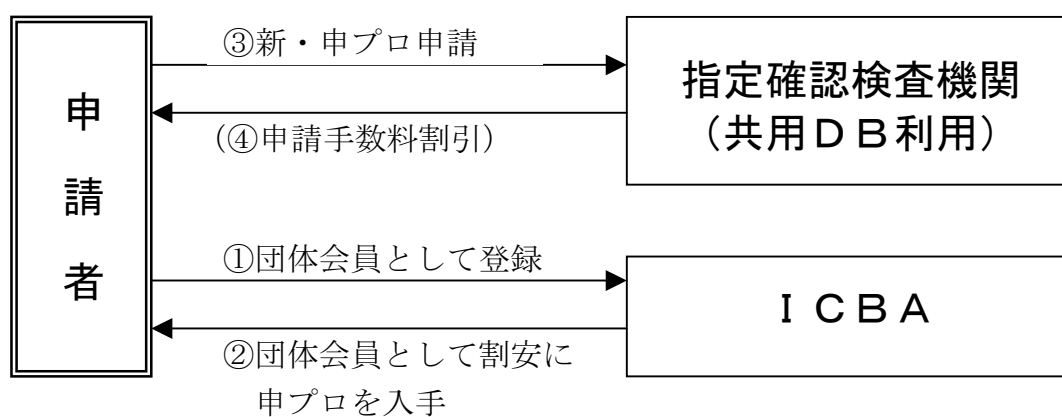
新・申プロによる確認申請が増えることにより、申請先の指定確認検査機関では事務の削減が図られるため、積極的な利用を呼び掛けております。

しかしながら上記団体会員に該当する申請者の割合が少なく、新・申プロ入手のみを目的に個人会員となる場合は年会費が割高となること等から、新・申プロの普及が進んでいないのが現状です。

そこで、共用データベースシステムを導入した指定確認検査機関においては、当該機関のご要望に応じ、「各種団体」として取り扱わせていただくこととしました。

これにより、当該機関の申請者は、当該機関に申請予定であることをもって、団体会員としての登録が可能となり、割安で新・申プロを入手いただけるようになります。

また、新・申プロでの確認申請時には、申請手数料割引の制度を導入していただくと一層効果的と思われます。



詳細は下記までお問い合わせください。

また、特定行政庁におかれましては、新・申プロの普及を図ろうとする指定確認検査機関にお知らせいただければ幸いです。

お問い合わせ先

一般財団法人建築行政情報センター

契約管理課（担当 荘野）

TEL03-5225-7703 Mail dbinfo@icba.or.jp

## 電子化業務の受託実績

- ・ 最近の建築物台帳・概要書等の電子化受託実績について
- ・ 想定される電子化のさまざまなパターン
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 既存民間建築物に係るデータベースの作成  
補助事業対応確認台帳等入力支援ツールのご案内
- ・ 重点分野雇用創造事業の事業実施期間の取扱いについて

## 最近の建築物台帳・概要書等の電子化受託実績について

I C B A では、建築行政のマネジメント高度化、バックアップ対策等から過去物件の電子化ニーズが著しく高まっているため、効率よくかつ正確に電子化入力可能な支援ツールを開発・提供することにより、特定行政庁の電子化支援業務に取り組んでいます。

### 1. 受託実績

平成 23 年度 20 県市区で電子化を現在実施中・実施予定  
(住宅地図と連携し、過去物件の現状確認ができる入力支援ツール提供開始)

- ・台帳・概要書の電子化一式 5 市区
- ・入力支援ツールの提供 5 県市区
- ・データ移行 10 県市

平成 22 年度 13 県市で電子化を実施済み  
(ASP 提供の台帳・概要書の電子化専用の入力支援ツールの提供開始)

- ・台帳・概要書の電子化一式 2 市
- ・入力支援ツールの提供 5 県市
- ・データ移行 6 県市

平成 21 年度 北海道で概要書の電子化一式を受託  
(過去物件の電子化と共用 DB へのデータ投入への取り組み開始)

### 2. さまざまな電子化パターン

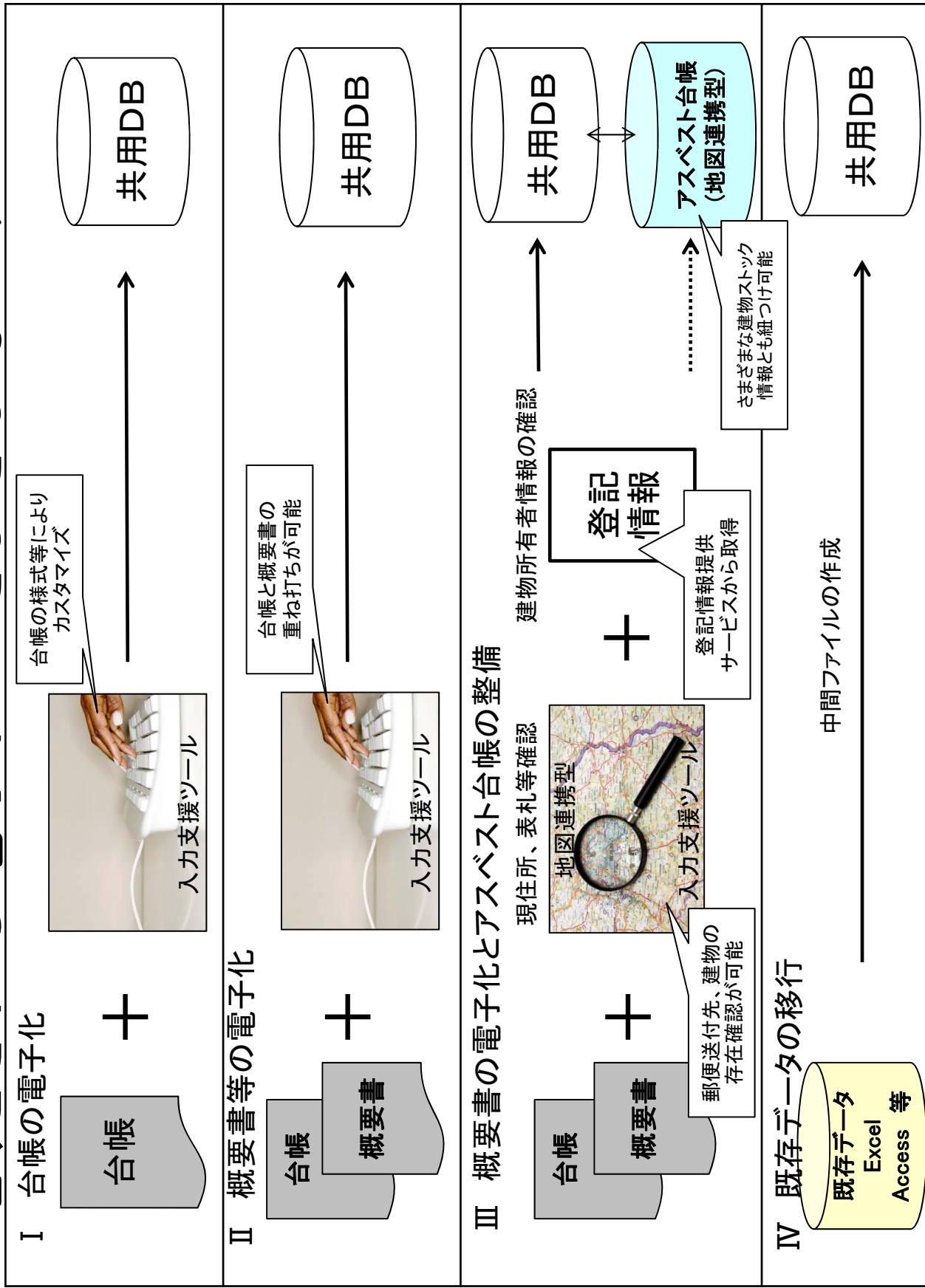
以下を適宜組み合わせ、最終的には、共用 DB への投入をサポートしている。

- ・入力対象： 概要書、台帳、書き込みされた過去の住宅地図
- ・入力情報： テキストデータ、PDF、ポリゴン 等
- ・財 源： アスベスト補助金、緊急雇用(H24まで延長) 等
- ・契約方式： 随意契約、民間業者

### 3. 最近の新しい試み

- ・特定行政庁によって、さまざまな台帳様式や概要書の入力方法があるため、地域の状況に応じて、入力ツールのカスタマイズを行って提供している。
- ・C 県では、電子化全体の「マネジメント契約」を締結し、複数の入力業者に対する統一的な電子化マニュアル提供や入力支援ツールの提供を行っている。
- ・アスベスト台帳づくりにあたって、過去物件の建物所有者の特定を円滑に進めるため、過去物件の現住所のアドレスマッチングをひとつひとつ実施し、その上でネットの登記情報提供サービスを活用し、登記事項要約書を効率的に取得するための地図連携型の入力支援ツールの提供を今年度から開始している。

# 想定される電子化のさまざまなパターン



※特定行政庁のさまざまなニーズに応じて上記の組み合わせも可能

# 住宅・建築物安全ストック形成事業 既存民間建築物に係るデータベースの作成 補助事業対応確認台帳等入力支援ツールのご案内

平成 23 年 10 月 1 日  
一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所

ICBA では、アスベスト台帳等の整備のデータベース作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等入力支援ツールの提供を開始いたしました。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 が補助対象としております(限度額なし)。

## ■ ツールの画面イメージ

本ツールには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

建築支援システム

□□県

ホーム 物件管理 物件新規登録

物件新規登録

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

審査・報告種別※  審査  報告 一般計画区分※  確認申請  計画通知

申請区分※  確認申請  計画変更

受付日※ 昭和 年 月 日 + 受付番号※ 海匝 海匝一般 + PDF

建築主氏名のフリガナ 建築主氏名 郵便番号

住所 千葉県 市区部 郵便番号

電話

敷地の位置 地名地番 千葉県 市区部 申 map

都市計画区域の内外の別  都計内  都計外

用途地域  住居系  商業系  工業系  指定なし その他

防火地域  防火  準防火  指定なし 22条 その他

その他の区域地域  6条  風致  公園  区画整理 その他

主要用途  専用住宅  併用住宅  共同住宅  倉庫  車庫  事務所

工事種別  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕

建築物地上高さ 地下階

地上階数 1 2 地下階

主要構造  W  S  RC  SRC その他

一部構造  W  S  RC  SRC その他

敷地面積

建築面積 申請部分 申請以外の部分 合計

こんにちは、〇〇〇さん

- ホーム
- 物件管理
- マスターデータ管理
- ユーザー管理
- 登録情報変更
- パスワード変更
- ログアウト

Map クリックで、自動位置表示します。

東京都 市区部 map

Google 地図データ ©2011 ZENRIN・株式会社

東京都中野区中野5丁目20-14

## ■ ツールの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8、Firefox3でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザ(IE7等)でも動作は可能です)。

※地図機能はオプションとなります。

## ツールの特徴

- ✦ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ✦ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力が可能**です。
- ✦ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、**補助機能も充実**しています。
- ✦ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ✦ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の**確認台帳に応じてカスタマイズ**いたします。
- ✦ **年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能**です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ✦ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理することが可能**です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ✦ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の**担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能**です。
- ✦ どの利用者が何を入力したか、1 日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易**です。
- ✦ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- ✦ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ✦ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- ✦ 作業環境の **IP アドレスを制限することが可能**ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- ✦ 本ツールを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

## 所要費用

入力支援ツールのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用 DB へのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間を加えるだけで、それらの情報も電子化が可能です。

- (1)入力支援ツール利用 + 中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)
- (2)上記費用 + 地図(場所特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1)許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、入力支援ツールの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。  
(※2)アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF を閲覧できたり、検索した物件のみを地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。詳しくは「概要書地図表示システム」の案内資料をご参照ください。

### 問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 磯永、左海 E-mail: [gr-kenkyu@icba.or.jp](mailto:gr-kenkyu@icba.or.jp)  
TEL:03-5206-6132(直通)  
TEL:03-5225-7701(代表)

各都道府県地域雇用対策担当部(局)長 殿

厚生労働省職業安定局  
地域雇用対策室長

### 重点分野雇用創造事業の事業実施期間の取扱いについて

平素より、職業安定行政へのご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

東日本大震災（以下「震災」という。）により被災された方々の雇用の場を確保するため、先般、重点分野雇用創造事業等の要件緩和と基金の積み増しを行い、各都道府県におかれましても、既に事業化に取り組んでいただいているところです。

一方で、震災の影響を受け、被災県は元より被災県以外においても、平成23年度の事業として計画していた事業の組み替え・見直しの必要が生じたことにより、事業開始のスケジュールが変更され、平成23年度中の開始が平成24年度にずれ込む場合も想定されることなどから、平成24年度以降、新たな事業を開始することができるよう、事業実施期間に係る取扱いを見直すこととしました。

つきましては、下記に留意の上、事業の効果的な活用を図っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 事業実施期間の取扱いの見直し

現行、重点分野雇用創造事業の事業実施期間については平成23年度末とし、平成23年度途中に開始した事業に限り、平成24年度末まで実施できることとしていたが、この取扱いを見直し、事業実施期間を平成24年度末までとする。

これにより、平成24年度に入ってから新たな事業を実施することが可能となるため、事業を十分精査した上で、必要な事業を実施していただくようお願いする。

#### 2 未就職卒業者を対象とする事業

重点分野雇用創造事業を活用し、未就職卒業者を始めとする若年者の雇用創出や人材育成を図る事業を実施していただいているところであるが、震災の影響等も受け、新規学校卒業者の就職環境は、依然として厳しい状況にある。

今回の事業実施期間の取扱いの見直しにより、今年度末に卒業後、未就職のまま卒業した者に対し、平成24年度当初から新たな事業を実施することも可能となるため、未就職卒業者の状況を踏まえ、必要な事業を実施していただくようお願いする。

なお、地域人材育成事業は、今後の成長分野等における雇用に結びつけるための事業であり、一般的な就業スキルの獲得のためのOFF-JTだけでなく、地域の成長分野等の事業所におけるOJTを中心とした雇用・人材育成の場が提供できるよう御留意いただきたい。



## 参 考 资 料

平成23年10月20日現在

建築行政共用データベースシステム連絡協議会  
役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	砂川 俊雄
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	横小路敏弘
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	宮内 孝
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉 琢夫
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	中澤 一夫
	富山県土木部建築住宅課長	岡本 達也
	愛知県建設部建築指導監	祖父江隆弘
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	田村 俊郎
	広島県都市局建築課長	河原 直己
	高知県土木部建築指導課長	井上 博敏
	福岡県建築都市部建築指導課長	乗松昭一郎
	横浜市建築局指導部建築企画課長	脇出 一郎
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	寺尾 厚子
	松山市都市整備部建築指導課長	亀岡 宗三
	北九州市建築都市局指導部建築審査課長	堀 宏二
	(一財)日本建築センター理事	鈴木 孝明
	(財)日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本ERI(株)代表取締役会長	鈴木 崇英
	ビューローベリタスジャパン(株)建築認証事業本部品質管理部長	関田 保行

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成23年10月20日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係			その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	15	0	19	0	0	3	3	0	1	1	0	23
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	0	6
秋田県	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	4
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	1	0	1	0	10
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	3	16	0	23	0	1	1	2	1	1	2	0	27
千葉県	1	1	5	2	12	0	21	0	2	1	3	0	0	0	0	24
東京都	1	0	1	2	0	19	23	11	5	2	18	2	2	4	1	46
神奈川県	1	3	2	7	0	0	13	4	1	2	7	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	2	1	0	1	0	8
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4
福井県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	1	3	7	0	14	0	0	1	1	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	0	0	1	1	0	1	1	0	20
三重県	1	0	1	4	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	1	1	0	11
京都府	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	4
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	2	7	1	10	1	0	1	0	25
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	1	4	0	1	1	0	12
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	0	1	0	10
山口県	1	0	0	4	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	3
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	0	1	1	0	8
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	0	0	7
会員機関合計	46	17	48	97	92	19	319	18	25	40	83	15	22	37	1	440

機関総数	47	19	64	137	156	23	446	21	35	67	123	48	48	96	1	666
入会率	98%	89%	75%	71%	59%	83%	72%	86%	71%	60%	67%	31%	46%	39%	-	66%

※特定行政庁の数は、今後特定行政庁となる予定の自治体も含む

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第4条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 建築士法関係機関
- 六 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第5条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。  
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

## 第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 理事 10名以上20名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

一 共用DB運用の基本的事項に関する提案

二 会則の改正

三 その他本会の運営に関する事

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会で決定した事項の執行に関する事

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度2回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会  
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前  
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター  
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

#### 第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定  
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、  
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。